

第5回 長野県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年3月12日 14時から

場所：特別会議室

1 これまでの取組について

2 今後の対応について

3 その他

新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの県の対応状況について

健康福祉部

1 発生状況

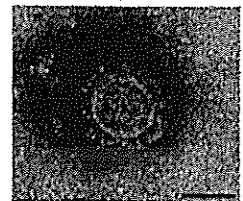
	患者	うち死亡者	備 考
中国	80,778	3,158	湖北省:67,773名、浙江省 1,215名
日本	492	12	・左記のほか、チャーター機 11名、空港検疫所 1名 クルーズ船で 696名(うち死亡 7名)
その他	36,586	1,116	・中国、日本以外で 107の国・地域で発生

出典：厚生省 HP (3月11日現在)、湖北省、浙江省内訳は WHO HP (3月11日現在) ほか **別添資料 1**

〔長野県の状況〕 (3月11日現在)

○新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

確定日	年代	性別	居住地	患者の状況	濃厚接触者の状況
2月25日	60代	男性	松本保健所管内	入院中	16名特定 健康観察終了
3月6日	50代	女性	佐久保健所管内	入院中	11名特定 健康観察中 9名 健康観察終了 2名



新型コロナウイルス写真
(国立感染症研究所)

○新型コロナウイルス感染症無症状病原体保有者の発生状況

確定日	年代	性別	居住地	保有者の状況	濃厚接触者の状況
2月26日	50代	女性	松本保健所管内	入院中	なし

2 県の対応について

新型コロナウイルスの感染が世界的な広がりを見せる中、感染・まん延の防止、県民や県内へ訪れる観光客等の不安解消、及び県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、関係者で連携して取り組んでいる。

(1) 対策本部の立ち上げによる全庁体制の構築

○ 長野県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置〔本部長：知事、1月29日設置〕

- ・ 第1回会議：1月29日 第2回会議：1月31日
- ・ 第3回会議：2月14日 第4回会議：2月25日

○ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を策定（第4回会議）

〔基本的な考え方〕

個人の感染予防対策のさらなる徹底に加え、

- ① 集団感染の防止
 - ② 重症化しやすい方を守る
 - ③ 今後流行期に入った場合に備えた体制整備
- を最重点として、可能な限りの対応をとるとともに、必要な体制の強化を進める。

〔具体的な取組〕

- ① 県民等に対する正確な情報提供の強化・徹底
- ② 保健所等における相談体制の強化
- ③ 感染確認のための検査体制の拡充
- ④ 患者受入れ等の医療体制の充実
- ⑤ 県主催のイベント・行事の見直し
- ⑥ 県組織における感染拡大防止対策

(2) 県民等への情報発信

○ 県民等への働きかけ

- ・県公式HPに「新型コロナウイルス感染症対策について」のコーナーを開設（1月31日）
- ・知事メッセージ 県民及び旅行者向け（日・英・中3か国語）（1月31日）
- 「県民及び滞在者の皆様へのお願い」（2月25日）
- 「新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためのお願い」（3月6日） 別添資料2
- ・マスクについてのお願い（2月14日）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント・行事の開催基準について」（2月25日）

(3) 医療体制の構築

○ 「帰国者・接触者外来」の設置

疑似症を疑う患者を診察するため、各二次医療圏に1カ所以上、計11か所設置

○ 医療機関、医師会へ該当患者受診時の対応について要請

○ 専門家懇談会の設置

感染防止、県民不安の解消及び適切な医療の提供等に関して助言を受けるため、県内の有識者等6名で構成する懇談会を設置し、懇談会を実施

（第1回：2月26日、第2回：3月4日、第3回：3月11日）

○ 感染症病床以外の病床の確保

今後、県内で感染が拡大する場合に備え、県内の医療機関と調整中

○ 医療機関向けの院内感染防止に関する相談窓口の設置

信州大学医学部附属病院内に専門的な知見を有する医師等を配置した相談窓口の設置（2月19日）

(4) 横浜港に寄港したクルーズ船に係る対応

- 県内の感染症指定医療機関への患者の受入れ
 - ・計13名受入れ(2月12日～17日) うち4名が他の医療機関へ転院(3名は県外)
 - ・入院後一定期間経過後の検査の結果、陰性となった方の退院 計5名(3月6日時点)
 - ・現在、5名が県内の医療機関に入院(うち4名が感染症指定医療機関に入院)。
- 下船した県内居住者の健康フォローアップ
3月7日までに17名全員のフォローアップ期間終了、PCR検査結果陰性を確認

(5) 相談体制の強化

- 県庁及び保健福祉事務所の24時間電話相談窓口の設置
(1月29日設置、31日～専用ダイヤルの設置)
- 「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」の設置
感染が疑われる場合に患者を診療体制の整った医療機関につなぐため、県内全保健所(10カ所)に設置(2月7日相談窓口を改称、国が設置を求める「帰国者・接触者相談センター」を兼ねる。2月25日昼夜電話番号を一元化。)
 - 相談件数 8,895件 (3月11日分まで) 別添資料3
- 社会福祉施設等・利用者向け「新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口」設置
(3月2日) 別添資料4
- 通訳が必要な方からの相談
県多文化共生相談センターにおいて24時間対応(1月29日～)

(6) 検査体制の構築

- 県環境保全研究所での検査体制を整備(2月3日から)
 - 検査件数 245件 ※結果 陽性 3件(3月11日分まで) 別添資料5
- 新型コロナウイルス感染症PCR検査の保険適用への対応

(7) 医療物資の安定供給

- マスク、消毒薬等の安定供給のための医療物資等供給対策会議の開催(2月10日)
- 県ホームページに「マスクについてのお願い」を掲載(2月14日)(再掲)

(8) 県内経済への影響の最小化

- 中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口の設置等
- 商工会議所・信用保証協会など国指定の相談窓口(県内29カ所)との連携
- 観光事業者、交通事業者等へ予防対策徹底のための緊急対策会議開催(2月5日)
- 国のセーフティネット保証4号発動を踏まえた県制度資金の拡充(3月2日)
- 新型コロナウイルス感染症に係る経済金融対策緊急会議開催(3月6日)
- 宿泊事業者への支援に関する長野県旅館ホテル組合会との意見交換会(3月6日)

- 観光産業への影響及び対応策に関する JATA 会（日本旅行業協会）長野支部との意見交換会（3月9日）

(9) 学校における一斉臨時休業

- 県立学校について、3月2日又は3日から臨時休業の実施を決定。（2月28日）
- 知事・教育長メッセージ「保護者の皆様へのお願い」（2月28日）
- 新型コロナウイルス感染症対策に関わる学校関係相談窓口を設置（3月3日）
- 教育長メッセージ「児童生徒のみなさんへ 臨時休業中の過ごし方について」（3月3日）

(10) 国への要望

- 全国知事会を通じた要望（2月5日、21日、3月6日）
- 参議院内閣委員会への要望（2月20日）

新型コロナウイルス感染症の発生状況について

R2. 3. 11現在

1. 日本国内等での発生状況

33都道府県で492名（うち死亡者12名）

（単位：人）

都道府県等	患者数	うち死亡者	都道府県等	患者数	うち死亡者	都道府県等	患者数	うち死亡者
北海道	110	2	山梨県	2		広島県	1	
宮城県	1		長野県	2		山口県	1	
秋田県	1		岐阜県	2		愛媛県	1	
福島県	1		静岡県	2		高知県	11	
栃木県	2		愛知県	96	4	福岡県	3	
埼玉県	7		三重県	2		熊本県	5	
群馬県	1		滋賀県	1		大分県	1	
千葉県	21		京都府	10		宮崎県	1	
東京都	62	2	大阪府	59		沖縄県	3	
神奈川県	35	3	兵庫県	20		計	492	12
新潟県	8		奈良県	3				
石川県	5		和歌山県	12	1			

※無症状病原体保有者64名

空港検疫所	1
-------	---

チャーター機帰国者	11
-----------	----

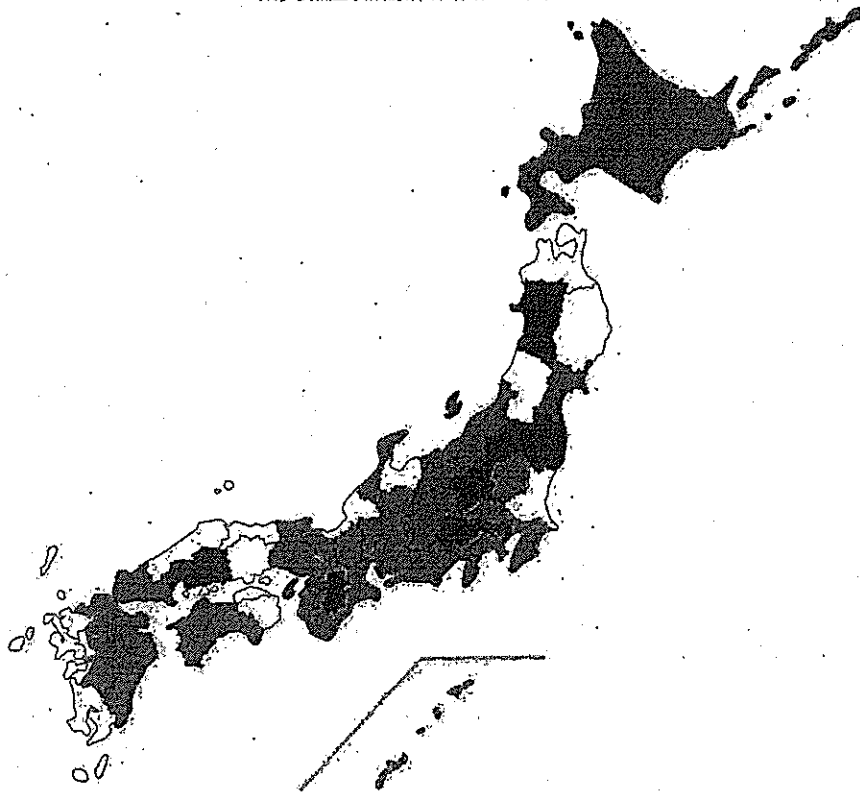
全体	1,200
----	-------

※無症状病原体保有者4名

出典：厚生労働省HP 3/11現在

クルーズ船乗船者	696
----------	-----

※うち無症状病原体保有者410名、死亡者7名



※厚生労働省プレスリリース等を健康福祉部で集計

2 国外での発生状況

108の国と地域で117,364名（うち死者は4,274名）

R2. 3. 11現在

（単位：人）

国・地域	3/10 12時現在		3/11 12時現在	
	感染者数	死亡者数	感染者数	死亡者数
中国 （うち湖北省） （うち浙江省）	80,754 (67,760) (1,215)	3,136	80,778 (67,773) (1,215)	3,158
香港	115	3	120	3
マカオ	10		10	
韓国	7,513	54	7,755	60
台湾	45	1	47	1
シンガポール	160		166	
ネパール	1		1	
タイ	50	1	53	1
ベトナム	30		31	
マレーシア	117		129	
豪州	80	3	107	3
米国	554	21	972	28
カナダ	72	1	79	1
フランス	1,412	30	1,784	33
ドイツ	1,139	2	1,437	2
カンボジア	2		2	
スリランカ	1		1	
アラブ首長国連邦	45		74	
フィンランド	30		40	
フィリピン	24	1	33	1
インド	43		34	
イタリア	9,172	463	10,149	631
英国	319	4	373	6
ロシア	17		17	
スウェーデン	248		326	
スペイン	1,024	28	1,695	36
ベルギー	239		267	
エジプト	55	1	59	1
イラン	7,161	237	8,042	291
イスラエル	39		58	
レバノン	32		41	1
クウェート	64		69	
バーレーン	87		110	
オマーン	16		18	
アフガニスタン	4		5	
イラク	60	6	71	7
アルジェリア	20		20	
オーストリア	131		182	
スイス	374	2	476	3
クロアチア	12		14	
ブラジル	25		31	
ジョージア	15		15	
パキスタン	6		16	

(単位：人)

国・地域	3/10 12時現在		3/11 12時現在	
	感染者数	死亡者数	感染者数	死亡者数
バチカン	1		1	
コロンビア	1		3	
ペルー	6		11	
コスタリカ	9		9	
マルタ	3		5	
パラグアイ	1		1	
バングラデシュ	3		3	
モルドバ	1		3	
ブルガリア	4		4	
モルディブ	4		6	
ブルネイ	1		1	
キプロス	2		3	
アルバニア	2		10	
ブルキナファソ			1	
チャンネル諸島 (英王室属領)			1	
モンゴル			1	
パナマ			1	
計	112,461	3,999	117,364	4,274

出典：厚労省HP（湖北省・浙江省についてはWHOのHPから3/10現在）

(単位：人)

国・地域	3/10 12時現在		3/11 12時現在	
	感染者数	死亡者数	感染者数	死亡者数
北マケドニア	3		7	
ギリシャ	84		89	
ノルウェー	192		277	
ルーマニア	15		25	
デンマーク	90		262	
エストニア	10		12	
オランダ	321	3	382	4
サンマリノ	37	1	51	2
リトアニア	1		1	
ナイジェリア	2		2	
アイスランド	55		69	
アゼルバイジャン	9		11	
ベラルーシ	6		9	
ニュージーランド	5		5	
メキシコ	7		7	
カタール	15		24	
ルクセンブルク	5		5	
モナコ	1		1	
エクアドル	15		15	
アイルランド	21		34	
チェコ	32		41	
アルメニア	1		1	
ドミニカ共和国	2		5	
インドネシア	19		27	
アンドラ	1		1	
ポルトガル	30		41	
ラトビア	3		8	
セネガル	4		4	
サウジアラビア	15		20	
ヨルダン	1		1	
アルゼンチン	12	1	17	1
チリ	10		13	
ウクライナ	1		1	
モロッコ	2		3	
チュニジア	2		5	
ハンガリー	9		9	
リヒテンシュタイン	1		1	
ポーランド	16		22	
スロベニア	16		31	
パレスチナ	19		25	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2		5	
南アフリカ	3		7	
ジブラルタル (英領)	1		1	
ブータン	1		1	
カメルーン	2		2	
トーゴ	1		1	
セルビア	1		5	
スロバキア	5		7	

県民の皆様へ

～新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐためのお願い～

感染拡大を防止し、県民の皆様の健康を守るためには、皆様のご理解とご協力が不可欠です。

県民の皆様は、次の点にご留意ください。

- 1 発熱等の風邪症状がある方は、外出を控えましょう。
- 2 集団感染の防止にご協力ください。
- 3 自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう。

* 若者の皆さんは、新型コロナウイルス感染により重症化するリスクは低いとされていますが、症状の軽い人が重症化リスクの高い人に感染を広めてしまう可能性もありますので、特にご理解とご協力をお願いします。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和2年3月6日

長野県知事 阿部 守一

1 発熱等の風邪症状がある方は、外出を控えましょう。

- 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・登校等を含めて外出を控えてください。
- 事業主の皆さんは、従業員の方に発熱等の風邪症状がある場合には、休暇を取得させる等の配慮をお願いします。
- 症状にかかわらず医療機関を直接受診することは、かえって感染リスクを高めることにもつながりますのでご注意ください。また、複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口（保健所）」にご相談ください。



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

2 集団感染の防止にご協力ください。

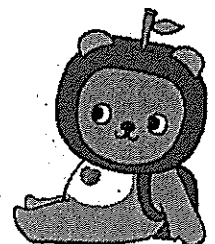
- 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは、感染リスクが高いため避けてください。
買い物等に出かける場合には、混雑していない時間帯を選ぶなどの配慮をお願いします。
- なお、屋外での散歩やジョギングなど人との接触が少ない活動をする場合は、感染リスクが低いとされています。
- イベントを開催する方は、その規模の大小にかかわらず、開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫してください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

3 自らの感染を防止し、他の人にうつさないようにしましょう。

- 石けんによる手洗いやアルコール消毒液による手指の消毒をこまめに行ってください。
- 咳やくしゃみ等の症状がある方は、咳エチケットを必ず行ってください。
- 発熱等の風邪症状がある方が、やむを得ず外出する必要がある場合は、必ずマスクを着用してください。
- マスクについては、風邪症状のある方や医療関係者など必要な方が確保できるよう、冷静な購買行動にご協力ください。



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

新型コロナウイルス感染症の相談体制について

健康福祉部

1 「新型コロナウイルス感染症」電話相談体制の強化

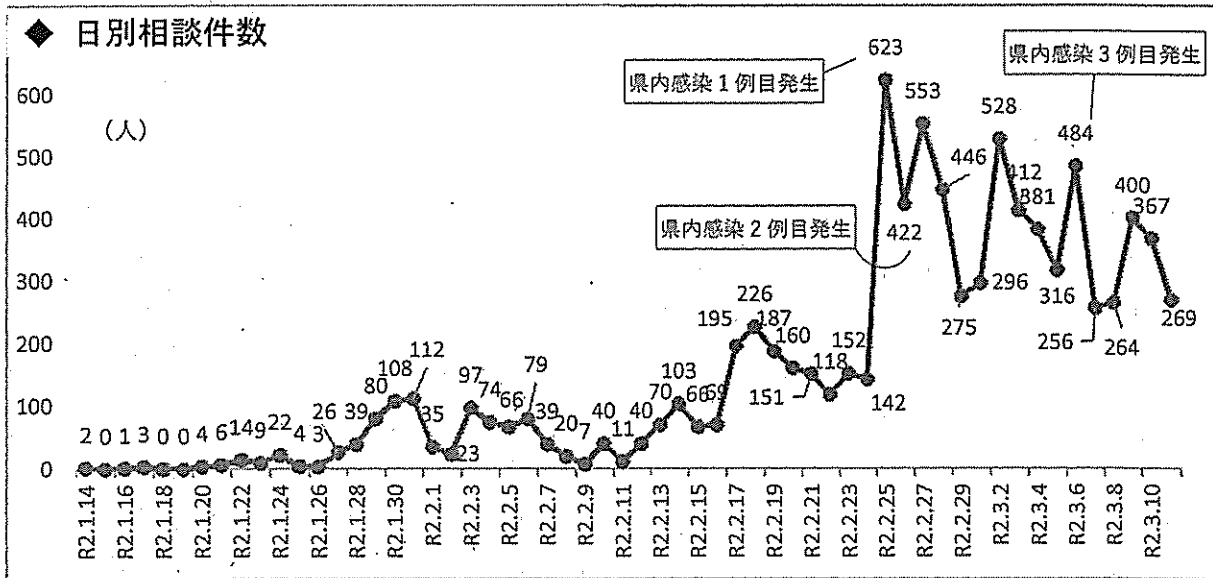
県内における「新型コロナウイルス感染症」の患者発生を受け、有症状の方や不安をお持ちの県民の皆様等からの相談窓口を、休日・夜間の別なく当面の間、電話番号を一元化し 24 時間対応で行う。

相談窓口（対象者別）	当面の間、「電話番号を一元化し 24 時間対応」
有症状者 (保健福祉事務所)	○保健所内の業務用電話または、専用ダイヤル ・場所：保健所健康づくり支援課ほか ・人員：地方部で 2～6 人程度（圏域内で対応職員の増強※）
一般相談 (県保健・疾病対策課)	○専用ダイヤル ・場所：保健・疾病対策課内 ・人員：健康福祉部職員 4 人～6 人程度（うち保健師 1 名以上）

※対応職員の増強について

上記対応について現在の職員体制での対応が困難な所属には、長野県看護協会から斡旋を受けた看護師資格等を持つ者の雇用により対応職員の増強を行う。

2 相談対応状況（令和 2 年 3 月 11 日分まで）



◆ 相談内容内訳

項目		計
相談件数（実相談件数）		8,895 件
相談内容	① 有症相談	4,836 件
	② 海外旅行の安全性について	32 件
	③ 新型コロナウイルス感染症の予防について	287 件
	④ 新型コロナウイルス感染症の治療について	103 件
	⑤ 発症時の対応について	462 件
	⑥ その他	4,582 件

社会福祉施設等・利用者向けの 「新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口」を設置しました

社会福祉施設等・利用者向けの新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口（事業所の運営に関する相談等）を下記のとおり設置しました。

※ 社会福祉施設等とは、高齢者施設、介護保険事業所等、障害福祉サービス事業所等、保育所等をいう。

「社会福祉施設等・利用者向けの 新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口」

新型コロナウイルス感染症に係る事業所の運営等に関する困り事や、ご相談がありましたら下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

社会福祉施設等を利用されている方やご家族の方の相談もこちらでお受けします。

■ 相談時間 平日 8:30～17:15

【県の窓口】

電話相談窓口	連絡先電話番号
佐久保健福祉事務所福祉課	0267-63-3140
上田保健福祉事務所福祉課	0268-25-7122
諏訪保健福祉事務所福祉課	0266-57-2910
伊那保健福祉事務所福祉課	0265-76-6810
飯田保健福祉事務所福祉課	0265-53-0410
木曽保健福祉事務所福祉課	0264-25-2218
松本保健福祉事務所福祉課	0263-40-1911
大町保健福祉事務所福祉課	0261-23-6507
長野保健福祉事務所福祉課	026-225-9085
北信保健福祉事務所福祉課	0269-62-3604

【長野市の窓口】

長野市高齢者活躍支援課(介護施設)	026-224-5094
長野市介護保険課(介護サービス)	026-224-7871
長野市障害福祉課	026-224-8382
長野市保育・幼稚園課	026-224-8032

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

介護支援課サービス係、施設係 (課長) 篠原 長久 (担当) 山本 哲也、奥原 清恵 電話 026-235-7121、7113(直通) F A X 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp	障がい者支援課施設係 (課長) 高池 武史 (担当) 宮下 豊 電話 026-235-7149(直通) F A X 026-235-2369 E-mail shogai-shien@pref.nagano.lg.jp	こども・家庭課保育係 (課長) 米久保 篤 (担当) 河野 貴 電話 026-235-7098(直通) F A X 026-235-7390 E-mail kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp
---	--	--

新型コロナウイルス感染症に係る検査状況について

健康福祉部
令和2年3月12日午前9時現在

日付	検査件数(人)			備考
	うち信大医学部 附属病院委託分	うち長野市 検査分		
2月3日~14日	0	0	0	
2月15日(土)	4	0	3	すべて陰性
2月16日(日)	1	0	0	すべて陰性
2月17日(月)	1	0	0	すべて陰性
2月18日(火)	4	0	0	すべて陰性
2月19日(水)	1	0	0	すべて陰性
2月20日(木)	6	0	1	すべて陰性
2月21日(金)	5	0	1	すべて陰性
2月22日(土)	3	0	0	すべて陰性
2月23日(日)	8	0	0	すべて陰性
2月24日(月)	2	0	0	すべて陰性
2月25日(火)	5	0	1	うち1件陽性
2月26日(水)	11	0	2	うち1件陽性
2月27日(木)	12	0	0	すべて陰性
2月28日(金)	20	0	7	すべて陰性
2月29日(土)	11	0	1	すべて陰性
3月1日(日)	4	0	1	すべて陰性
3月2日(月)	8	0	0	すべて陰性
3月3日(火)	20	0	8	すべて陰性
3月4日(水)	12	4	2	すべて陰性
3月5日(木)	12	4	1	すべて陰性
3月6日(金)	25	7	7	うち1件陽性
3月7日(土)	23	0	4	すべて陰性
3月8日(日)	3	0	1	すべて陰性
3月9日(月)	11	0	0	すべて陰性
3月10日(火)	19	2	2	すべて陰性
3月11日(水)	14	4	4	すべて陰性
計	245	21	46	

※2月3日から県の検査機関で検査が可能となりました

※3月2日から信州大学医学部附属病院で検査が可能となりました

※陰性確認のための検査を除きます

新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針（改定案）

令和2年3月12日

長野県

1. 現在の状況認識

- 国の専門家会議は、3月9日、「爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているのではないかとしつつ、「世界的な流行が進展していることから、国外から感染が持ち込まれる事例も、今後、繰り返されるものと予想される」との見解を示している。そうした中で、WHOは、本日、「パンデミック（世界的流行）」の状況にあると表明した。
- 一方、県内では、関係機関の連携・協力により、24時間の相談体制を整備し、必要な検査を確実に実施する中で、患者の早期発見、早期対応に努めてきた。その結果、2人の患者が発生したものの、現在までのところ、感染の拡大やクラスターの形成といった状況は見られない。
- 医学的見地からの見解も踏まえ、現時点でのとるべき対策の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、社会・経済へのインパクトを最小限にとどめることと考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による社会への中長期の影響を極小化する上では、引き続き、急速な感染拡大に進むか否かを分ける極めて重要な期間である。

2. 今後の対応方針

(1) 基本的な考え方

上記のような状況認識の下、当分の間、個人の感染予防対策のさらなる徹底に加え、①集団感染を防止すること、②重症化しやすい方を守ること、③今後流行期に入った場合に備えて体制を整えることを最重点として、可能な限りの対応をとるとともに、必要な体制の強化を進めることとする。

また、地域経済の動向を十分注視し、社会・経済に与える影響が最小限になるよう必要な対応をとることとする。

(2) 具体的な取組

ア 感染拡大防止対策の徹底

1) 県民等に対する正確な情報提供の強化・徹底

県民の皆様の不安を払しょくするため、様々な媒体を活用した迅速正確な情報提供を実施

- ・テレビやケーブルテレビを活用した積極的な広報の実施
- ・県ホームページにおける、グラフ等を用いたわかりやすい情報提供
- ・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

2) 感染確認のための検査体制の拡充

県内での感染拡大に備え、

- ・環境保全研究所の検査機器や応援体制の整備
- ・保険適用に対応し、民間検査機関の活用に向けた支援

3) 患者受入れ等の医療体制の充実

県内での感染拡大に備え、

- ・帰国者・接触者外来の拡充
- ・重症者に集中治療を行うことが可能な医療機関の確保
- ・感染症病床以外入院病床を確保するため県内医療機関と調整
- ・医療機関へのマスクの優先配布（国の一括購入分の活用）

4) 県組織における感染拡大防止対策

- ・テレワーク、時差出勤の推進
- ・県主催のイベント・行事について開催の必要性について検討

イ 社会・経済への影響の最小化の取組

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」を受け、必要な補正予算を専決処分により速やかに対応する。今後、県民生活・県内経済への影響を十分注視しつつ、令和2年度当初予算執行において柔軟に必要な対策を講じるとともに、国の動向を見極めながら、補正予算など必要な対応を検討する。

ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正への対応

新型コロナウイルス感染症を対象に加える「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正（3月14日施行見込み）に的確に対応。

新型コロナウイルス感染症 PCR 検査の保険適用への対応について

R2.3.12
健康福祉部

今後の感染拡大に備え、PCR 検査が保険適用（3月6日）の対象となり、帰国者・接触者外来等の医療機関は行政検査の一環として、医療機関、民間検査機関へ PCR 検査を依頼することが可能となったことから、県として必要な調整を行う。

○概要

医師は保健所への相談を介することなく、医師は PCR 検査の必要性を判断した上で実施。当面の間、院内感染防止及び検査の精度管理の観点から、帰国者・接触者外来等の医療機関で実施する。

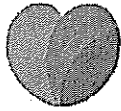
○検査体制

【現状】 県環境保全研究所・長野市・信州大学医学部附属病院との連携により、最大 52 検体（概ね 26 人分）/日の検査が行える体制
（更に、隣県の地方衛生研究所への検査依頼、国立感染症研究所への検査依頼）



【今後】 帰国者・接触者外来等の医療機関が民間検査機関、PCR 検査可能な医療機関への委託検査実施に向け調整を行う。

- ・ 感染症法第 15 条に基づく調査（PCR 検査）に関する委託契約
- ・ 検査検体を送付するための包装責任者研修 等



新型コロナウイルスの検査体制整備の一環として 検査検体を送付するための包装責任者研修会を開催します

新型コロナウイルスのPCR検査が保険適用となり、今後は当該検査のための検体を医療機関から民間検査機関等へ輸送することとなります。

医療機関職員に対して検体を安全に輸送するための方法を習得していただくため、標記研修会を開催します。

1 日時・場所

会場	日時	場所
長野	3月13日(金) 18時から20時まで	長野市保健所 2階会議室 (長野市若里6丁目6-1)
松本	3月14日(土) 14時から16時まで	松本合同庁舎 2階測定室 (松本市大字島立1,020)

2 研修内容

- (1) 検体を送付する際の留意事項(講義)
- (2) 検体の包装実習

3 参加対象者

帰国者・接触者外来を設置する医療機関等の職員(各会場40名程度)

4 講師

県環境保全研究所職員、県・市保健所職員、健康福祉部職員

5 その他

この研修会の取材対応は長野会場の19時から30分間のみとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —

学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
[長野県は「SDGs未来都市」です]



長野県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援

健康福祉部保健・疾病対策課感染症対策係
(課長) 徳本史郎 (担当) 唐木英司 小林広記
電話 026-235-7148(直通)
026-232-0111(代表) 内線2640
FAX 026-235-7170
E-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント・行事の開催についての 当面の判断基準（案）

令和2年3月12日

長野県

現在、長野県では新型コロナウイルス感染症について、「集団感染を防止すること」、「重症化しやすい方を守ること」を最重点事項として掲げ、可能な限りの対応をとることとしています（「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」（令和2年3月12日）参照）。また、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まること」は、感染リスクが高いので避けていただくよう県民の皆様呼びかけています。

一方、新型コロナウイルス感染症に係る状況は日々変化する可能性があること、また、過度な自粛は県内経済に悪影響を及ぼすことなどを考慮することも必要です。

以上を踏まえ、当面、3月24日までに開催の必要性等について判断を行う県主催のイベント・行事については、以下のとおり対応するものとします。

なお、3月19日頃を目途に示すとされている政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による判断等を踏まえて、改めてこの基準の見直しを検討します。

- 1 不特定多数の方、重症化しやすい方（ご高齢の方、基礎疾患がある方等）が多く参加する行事・イベントについては、原則、延期または中止とすること。
- 2 すべてのイベント・行事について、開催の必要性等を改めて検討すること。
その際、来場者の規模や対象者、参加者の密着度や時間、参加者の範囲（特定、不特定）、感染防止対策の徹底の難易度（飲食を伴うか否かなど）を考慮すること。
- 3 開催する場合にあっては、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫すること。
また、風邪症状がある方の参加自粛を呼びかけるとともに、手洗いの励行、消毒液の設置等を行い、来場者に対する必要な感染防止策を呼びかけること。
- 4 テレビ会議やインターネット中継など、集団で集まらない形での開催手法の積極的な活用についても検討すること。

※ 県が開催する会議等についても、上記に準じて対応することとする。

新型コロナウイルス感染症対策に係る体制強化について

R2.3
危機管理部
総務部
健康福祉部

1 趣旨

新型インフルエンザ対策特別措置法の改正により、特措法の対象に新型コロナウイルス感染症が追加される見通しであること及び国の緊急対策が具体化されることにあわせて、県としてこれまで以上に新型コロナウイルス感染症対策へ迅速・的確な対応を図る必要があることから、人員を増強する。

2 増員する所属・時期等

- (1) 配置先 危機管理部（新型コロナウイルス感染症対策本部 事務局）
※勤務先は保健・疾病対策課
- (2) 配置数 事務職 6 名（兼務対応）
- (3) 発令時期 令和 2 年 3 月 1 3 日（～当面の間）

3 主な職務

- 新型コロナウイルス感染症対策本部の運営支援（本部室長は危機管理部長）
- 国の緊急対策を踏まえた県の各種対策の総括及び部局横断的な調整
- 教育委員会との連絡調整

この専門家会議は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために設置されました（令和2年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめた見解です。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような内容について政府に助言をしているかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめています。この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

1. 感染拡大の防止に向けた日本の基本戦略

専門家会議では、日本で新型コロナウイルスに対応するための基本的な考え方を、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大の効果を最大限にするという方針とし、政府に助言をしてきました。その具体的な戦略は「クラスター（集団）の早期発見・早期対応」、「患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「市民の行動変容」という3本柱であると考えています。この戦略は世界保健機関（WHO）の推奨する戦略とも一致しており、既にシンガポールや香港などで実施されているのと同様の戦略です。

一方、日本よりも急速に感染が拡大してしまった国では、日本のような戦略のみでは感染拡大を抑えることができず、人々の行動を大幅に制限する戦略を取らざるを得ない状況になっています。

日本では、医療機関が高い医療水準を誇っており、地方公共団体や保健所の高度な調査力があります。今後の感染拡大に備えて、これらの機関の体制を強化し、広域での連携や情報共有をすることは不可欠です。

そして、日本には、市民のみなさまの強い協力意識があります。この戦略を確実に実行するためには、市民のみなさま一人一人が二次感染を防ぐための行動にご協力いただくことも欠かせません。我々が提案する基本戦略は、これらがそろって、はじめて実現できる戦略ですが、後述するように、日本の状況はこの戦略により感染拡大のスピードを抑えられる可能性もあります。そのため、専門家会議としては、当面の間、この戦略を強化すべきであると考えています。

2. 現在の国内の感染状況

現時点において、感染者の数は増加傾向にあります。また、一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が、全国各地で相次いで報告されています。

しかし、全体で見れば、これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていません。また、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時点における、1人の感染者から二次感染させた平均の数）は日によって変動はあるものの概ね1程度で推移しています。感染者や濃厚接触者の方々、地方公共団体や保健所の皆様、厚生労働省対策本部クラスター対策班の連携と多大な努力が実り、現時点までは、クラスター（集団）の発生を比較的早期に発見できている事例も出てきています。これは、急激なペースで感染者が増加している諸外国と比べて、感染者数の増加のスピードを抑えることにつながっています。

2月24日に公表した専門家会議の見解において、我々は、「これから1-2週間で急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります」と述べましたが、以上の状況を踏まえると、本日時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかと考えます。

しかしながら、感染者数は、一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想されます。また、後述するように、感染の状況を把握するためには、約2週間程度のタイムラグを生じ、すべての感染状況が見えているわけではないので、依然として警戒を緩めることはできません。専門家会議としては、現在、北海道で行われている対策の十分な分析が完了し、さらに他の地域の状況の確認などをしたうえで、全国で行われている対策も含め、我々の考えを政府にお伝えしたいと考えています。

3. 重症化する患者さんについて

中国からの2020年2月20日時点での報告では、感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、13.8%が重症、6.1%が重篤となっています。また、広東省からの2020年2月20日時点の報告では、重症者125名のうち、軽快し退院したものが26.4%、状態が回復しつつある者が46.4%となっています。

日本国内では、2020年3月6日までに、感染が確認された症状のある人366例のうち、55例(15%)は既に軽快し退院しています。重症化する患者さんも、最初は普通の風邪症状（微熱、咽頭痛、咳など）から始まっており、その段階では重症化するかどうかの区別をつけるのは、依然として難しい状況です。

日本では、死亡者数は大きく増えていません。このことは、限られた医療資源のなかであっても、日本の医師が重症化しそうな患者さんの多くを検出し、適切な治療をできているという、医療の質の高さを示唆していると考えられます。今後も死亡者数の増加を抑えるために、日本の医療提供体制を強化する必要があります。

重症化する患者さんは、普通の風邪症状が出てから約5~7日程度で、症状が急激に悪化し、肺炎に至っています。重症化する患者さんの場合は、入院期間が約3~4週間に及ぶことが多いです。

また重篤の方の場合は、人工呼吸器による治療だけでなく、人工心肺を用いた集中治療が必要になることがあります。

4. 北海道における、「人と人との接触を可能な限り控える」対策について

北海道では、急速な感染拡大を収束に向かわせることを目的として、2020年2月28日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が知事より示されました。道民のみなさまには、基本戦略への対応に加えて、現在、「人と人との接触を可能な限り控えること」にも多大なご協力をいただいています。

こうした対策の効果を検討するための最初のデータが得られるまでには、まだ時間を要します。この感染症の感染から発病に要する潜伏期間の平均値は約5日間であり、発病から報告までに要する平均時間は約8日間であることが知られており、我々が今日見ているデータは、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものであるというタイムラグがあるためです。そのため、北海道での対策については、北海道での緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければその効果を推定することが困難です。その後、複数の科学的な指標（感染者数の変化、実効再生産数、感染源（リンク）が明確な患者数）を用いて、約1週間程度かけて、この対策の効果を判断し、3月19日頃を目途に公表する予定です。

5. 今後の長期的な見通しについて

国内での急速な感染拡大を抑制できたとしても、世界的な流行を完全に封じ込めることはできません。

先週まで報告が少なかった諸外国において、患者数が急増しています。これまで渡航の制限がなかった諸外国や国内の人々との間の往来や交流が既に積み重ねられています。しかし、全ての感染源（リンク）が追えているわけではないので、感染の拡大が、既に日本各地で起きている可能性もあります。よって、今回、国内での流行をいったん抑制できたとしても、しばらくは、いつ再流行してもおかしくない状況が続くと見込まれます。また、世界的な流行が進展していることから、国外から感染が持ち込まれる事例も、今後、繰り返されるものと予想されます。

新型コロナウイルス感染症は、人々が気づかないうちに感染し、感染拡大に重大な役割を果たすという特徴があるため、クラスター（集団）を早期に発見し、早期に対応できる体制の確立が不可欠だと考えています。

今後、急速な感染拡大が予想される地域では、その地域ごとに「人と人との接触を可能な限り控える」対策を進め、収束に向かえば、比較的、感染拡大のリスクの低い活動から解除するなど、社会・経済活動の維持と感染拡大防止のバランスを取り続けるような対策を繰り返すことが、長期にわたって続くと予想されます。

WHOは、今回の新型コロナウイルス感染症の地域ごとの対策を考えるために、3つの異なるシナリ

オ(3Cs)を考えるべきとしています。つまり、それぞれの地域を1)感染者が他地域からの感染者に限定されている地域(Cases)、2)クラスターを形成している地域(Cluster)、3)地域内に広範に感染者が発生している地域(Community Transmission)、の3つに分類して対応を考えることが必要だとしています。また、WHOからそれぞれの地域の詳しい定義は提示されていませんが、厚生労働省のクラスター対策班でこれらの地域ごとの流行状況を決める指標とそれぞれのシナリオに応じた対策についての指針を作成しています。

専門家会議としては、この指針と北海道での対策の効果をもとに、全国各地での対応を検討し、報告する予定です。また、クラスター(集団)の早期発見・早期対応が長期的にわたって持続できる体制の整備が急務だと考えています。保健所については、労務負担を軽減すべく、帰国者接触者相談センターの機能について保健所以外の担い手を求めるなど、早急に人的財政的支援策を講じるべきだと考えます。また、地方公共団体や保健所の広域での連携及び情報共有が必要です。医療提供体制については、さらなる感染拡大に備え、対応にあたる一般医療機関や診療所を選定し、その体制を強化していく支援をすべきだと考えます。

6. みなさまにお願いしたいこと

これまでに明らかになったデータから、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって、急速な感染拡大を防げる可能性が、より確実な知見となってきました。これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。そのため、市民のみなさまは、これらの3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

ただし、こうした行動によって、どの程度の感染拡大リスクが減少するかについては、今のところ十分な科学的根拠はありませんが、換気のよくない場所や人が密集する場所は、感染を拡大させていることから、明確な基準に関する科学的根拠が得られる前であっても、事前の警戒として対策をとっていただきたいと考えています。

専門家会議としては、すべての市民のみなさまに、この感染症との闘いに参加して頂きたいと考えています。少しでも感染拡大のリスクを下げられるよう、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団)発生リスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にいただき、様々な場所や場面に応じた対策を考え、実践していただきたいと考えています。どうかご協力をお願いいたします。

事業者の方へのお願い

事業者の皆様におかれましては、既に感染拡大のリスクを防ぐために様々な対策をとっておられることと思いますが、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にしてください。そして、どのような対策を取っておられるかをぜひ積極的に市民に情報共有してください。そのことが市民にとって、施設や各種サービス等の利用しやすさの判断につながると考えています。どうかご協力をお願いいたします。

【感染拡大のリスクを防ぐための参考となるウェブサイト】

首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.ht](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

ml

以上

2020年3月9日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い
日常生活における場面についての考え方」

新型コロナウイルスに対する地域での対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。感染していると知らずに多くの人々と接触することで、感染を拡大してしまう可能性があります。そのため、感染拡大の機会を減らすために、多くの人々が接触するような機会をできるだけ作らないようにする必要があります。

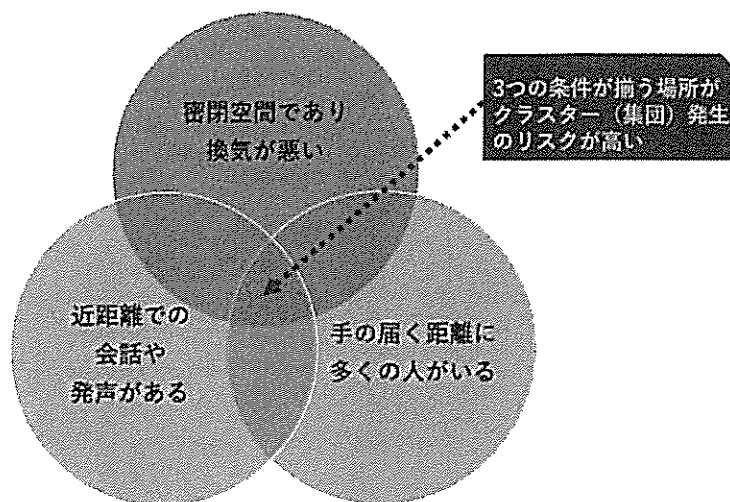
クラスター（集団）の発生のリスクの高い場面では、一人の感染者が多くの感染者を生み出し、それが大きなクラスター（集団）の発生につながる場合があります。海外では多くの人々が集まる行事に伴い大規模なクラスター（集団）の発生が報告されています。

この文章は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議がクラスター（集団）の発生の防止に向けて、広く情報を共有することを目的としています。なお、これまでの知見、エビデンスは限られており、感染経路については不明な点も多く、適宜、変更される可能性があります。

これまでクラスター（集団）の発生が確認された場面とその条件

これまで感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられます。

これら3つの条件がすべて重ならないまでも1つないし2つの条件があれば、なにかのきっかけに3つの条件が揃うことがあります。例えば、満員電車では、①と②がありますが③はあまりなされません。しかし、場合によっては③が重なることがあります。また、一連の活動のなかで多くの時間は3つ条件が揃わなくても、あるときにはそうした機会があることがあります。例えば通常の野外スポーツをしている際には3つの条件は揃いませんが、着替えやミーティングにおいては①から③の条件が重なることがあります。そのため、3つの条件ができるだけ同時に重ならないようにすることが対策となります。



また、上記の条件の他に、共用の物品を使用していたという場面もあります。こうした状況では接触感染がおこる場合があります。

これまで、換気の悪い閉鎖空間で人が近距離で会話や発語を続ける環境、例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

なお、不特定多数が参加するイベントは、感染拡大のリスクが高いだけでなく、クラスターが発生したときに感染源の特定、接触者調査が困難となり、クラスターの連鎖につながるリスクが増します。イベントの特徴に応じて可能な場合には、主催者があらかじめ参加者を把握できているほうが感染拡大のリスクを下げるすることができます。

クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する：窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行します。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはまだ十分にありません。
2. 人の密度を下げる：人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1-2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らす。
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける：周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するかします。

これらに加えて、こまめな手指衛生と咳エチケットの徹底、共用品を使わないことや使う場合の十分な消毒は、感染予防の観点から強く推奨されます。

以上

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う(財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円)。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ **感染拡大防止策**
 - ・ クラスタ対策の専門家を地方公共団体へ派遣
 - ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
 - ◆ **霊絵画面からの総合的なマスク対策**
 - ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - ・ 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - ・ 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - ・ マスクメーカーに対する更なる増産支援
 - ◆ **PCR検査体制の強化**
 - ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - ・ PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)
 - ◆ **医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
 - ・ 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - ・ AMED等の活用による治療薬等の開発加速
 - ◆ **症状がある方への対応**
 - ・ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取組の明確化、周知徹底
 - ◆ **情報発信の充実**
 - ・ 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- ◆ **保護者の休職取得支援等**
 - ・ 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
 - ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)
- ◆ **個人向け緊急小口資金等の特例**
 - ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆ **放課後児童クラブ等の体制強化等**
 - ・ 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
 - ・ プアミリー、サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
 - ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- ◆ **学校給食休止への対応**
 - ・ 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
 - ・ 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆ **テレワーク等の推進**

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- ◆ **雇用調整助成金の特例措置の拡大**
 - ・ 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡及適用
 - ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- ◆ **強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)・危機関連保証(100%)
 - ・ 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援(2,040億円)
 - ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- ◆ **サブプライチエーン毀損への対応**
 - ・ 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファンド」等の活用(最大5,000億円規模)
 - ・ DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)
- ◆ **観光業への対応**
 - ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
 - ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討
- ◆ **生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化**

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **新たな法整備**(令和2年3月10日閣議決定)
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に新型コロナウイルスエンジニア等対策特別措置法を適用
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
 - ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危機情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- ◆ **行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
 - ・ 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
 - ・ 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応
- ◆ **国際連携の強化**
 - ・ WHO等による緊急支援への貢献
 - ◆ **地方公共団体における取組への財政支援**



新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の規模

- 緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、**緊急対応策第2弾として4,308億円**の財政措置を講ずる。
- あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に**総額1.6兆円**規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置：4,308億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- 保育所や介護施設等における感染拡大防止策（107億円） ○ PCR検査体制の強化（10億円）
- 需給両面からの総合的なマスク対策（186億円） ○ 医療提供体制の整備（133億円）
- 治療薬等の開発加速（28億円）

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2,463億円

- 保護者の休暇取得支援等（新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
- 放課後児童クラブ等の体制強化等（470億円） ○ 学校給食休止への対応（212億円）
- テレワーク等の推進（12億円）

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大（374億円） ○ 強力な資金繰り対策（782億円）
- 観光業への対応（36億円）

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出（155億円）

2. 金融措置：1.6兆円規模

- セーフティネット貸付・保証（6,060億円） ○ 新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
- 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
- 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円） 等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円（うち一般会計346億円）、(2) 1,409億円（同989億円）、(3) 797億円（同797億円）、(4) 163億円（同163億円）。



〔令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部〕

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月13日に、第1弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを中心に、予備費103億円を含む総額153億円の対応策を実行している。また、同25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等を取りまとめた。

現在、新型コロナウイルス感染症は世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認される状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえれば、国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期にある。まずは、国内における感染拡大を防止するため、政府として万全の対応を行い、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の早期終息を目指す。

子どもたちの健康と安全を第一に考え、政府として、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、臨時休業の要請を行ったところであるが、これに伴って生じる諸課題に対しては、本対応策に基づき責任を持って対応する。

また、今回の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対しては、事業規模26兆円の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するとともに、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、全力を挙げて取り組む。このため、今回の感染拡大によって経済的な影響を受けた事業者や、政府の要請を受けてイベントや営業等を中止した事業者について、強力な資金繰り支援をはじめ、地域経済に与える影響にも配慮し、年度末の状況等を踏まえつつ、必要な対策を講ずる。

こうした方針の下、緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策を躊躇なく講じていく。

2. 緊急対応策

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○ 感染拡大防止策

感染流行の早期終息に向けては、基本方針に示すとおり、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であり、感染拡大防止により、患者の増加スピードを可能な限り抑制する。現状においては、専門家会議の見解を踏まえれば、感染拡大のスピードを抑制することは可能であり、国内の感染拡大防止のために、クラスター対策の専門家の地方公共団体への派遣をはじめ、あらゆる手段を尽くす。

こうした考え方の下、大規模感染のリスクを回避するため、令和2年2月26日に、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、中止等を要請したところである。

また、子どもたちへの感染事例も発生し、各地域において感染拡大を防止する努力がなされている中、子どもたちの健康・安全を第一に考え、教職員も含め日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備え、学校から新たにクラスターが発生する事態を避けるため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、春休みまでの臨時休業を要請した。

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講ずる必要がある。介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設2/3等）する。

このほか、全国の鉄軌道事業者、自動車運送事業者、航空事業者や海事関係事業者等に対し、従業員の感染症対策の徹底、一般向け感染症対策の周知、駅やターミナルにおける消毒液の設置、テレワークや時差出勤の呼びかけ等を要請する。また、宿泊施設や飲食店等において、ビュッフェスタイルの食事を安全に行うための考え方を提示する。

○ 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクについては、緊急対応策第1弾により、国内企業への設備投資支援を行ったところであるが、令和2年3月3日には、感染拡大防止策が特に必要と考えられる都道府県のうち、感染者の広がりが見られる市町村の住民に対して、国がマスクを一括して購入し、各世帯に緊急に直接配布する取組を開始したところである。現下の品薄状態を踏まえ、

こうした取組を更に充実し、需給両面から総合的なマスク対策を講ずる。

需要面では、インターネット等においてマスクが高額で取引される事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があることから、国民生活安定緊急措置法を適用し、こうしたマスクの転売行為を禁止する。

供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

同時に、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーに増産を要請するとともに、海外からの輸入を拡大することにより、まず、1,500万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを経由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行う。こうした取組とあわせ、地方公共団体からの要請に基づき、メーカーと卸業者により医療機関向けのマスクの優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないように万全を期す。

さらに、マスクメーカーに対する更なる増産支援（補助率：中小企業3/4、大企業・中堅企業2/3）も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図る。

今後、マスクの需給状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて、必要な対策を果敢に講じていく。

また、マスク以外の物資についても、国民の間で円滑な供給について不安が広がっている場合には、正確な情報提供、転売禁止も含め、必要な対応を行う。

○ PCR検査体制の強化

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために検査が必要と判断した全ての方がPCR検査を受けることができるよう、体制を強化する。

緊急対応策第1弾により、国立感染症研究所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関等の検査体制構築を行った結果、1日約6,200件を超える検査能力を確保しているところであるが、民間検査機関等へ

の検査設備の導入を支援（補助率：1／2）し、本年3月中に1日最大7,000件程度に拡大させる。

また、PCR検査の時間短縮を可能とする迅速ウイルス検出機器の検査精度等に関する実証や操作性の確認を行い、本年3月中の利用開始を目指す。

加えて、必要なPCR検査が各地域で確実に実施できるよう、検査実施の広域融通を国が仲介する。

さらに、PCR検査について保険適用とし、民間の検査も十分活用できる体制を構築する。その際、引き続き自己負担分が生じないよう、公費で補助する。

○ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化する。

現在、全国で2,000を超える感染症病床が存在するが、感染症指定医療機関や国立病院機構などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には5,000を超える病床を確保しており、引き続き必要な病床の確保を進める。

また、重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入など、地域における医療提供体制の整備等を支援する（補助率：1／2）等、必要な措置を講ずる。

あわせて、感染拡大の懸念等から健康不安に関して遠隔で医師に相談したいというニーズに対処するため、遠隔健康医療相談窓口を設置する。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬等について、AMEDの研究費や厚生労働科学研究費といった各種研究費制度を十分に活用し治療薬の有効性確認等の研究を順次拡大するとともに、ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組を進める。

○ 症状がある方への対応

健康保険制度における傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、発熱などの自覚症状があり自宅療養を行った場合も対象となるなどの取扱いを明確にし、周知徹底する。国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。

○ 情報発信の充実

新型コロナウイルス感染症の発生状況、手洗い等の感染予防の方法、典型的な臨床情報のほか、受診・検査体制や医療提供体制等を、厚生労働省のホームページや政府広報などにより、国民や企業、地方公共団体など様々な主体にわかりやすく情報提供するとともに、重症者の割合や回復した事例等も含めて積極的な広報を展開する。また、在留外国人、外国人旅行者に対して、多言語で適切迅速な情報提供を行うことに加え、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談対応を多言語で行うための特別な体制をとる場合に要する経費について、各地方公共団体に対する交付限度額（運営費）を倍額まで増額する。

あわせて、在外公館、日本政府観光局（JNTO）などを通じ、SNSも活用し、我が国の状況や政府の取組に関する情報を、透明性をもって国外に対して適時適切に発信し、正確な理解を得ることに努める。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○ 保護者の休暇取得支援等

小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者や、そうした従業員を抱える事業者などを支援し、休みが取りやすい環境の整備を強力に進める。

このため、正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は10/10。ただし、日額上限8,330円。）を創設する。個人で就業する予定であった方にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に支援を実施することとし、臨時休業した小学校等の子の保護者がこのために就業できなかった日数に応じて定額（4,100円/日）を支援することとする。

また、小学校等の臨時休業に伴い、教職員等について業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図ることを検討するよう、地方公共団体に要請する。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整

に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方（主に休業された方）には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。また、生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）については、総合支援資金により、例えば2人以上の世帯では月20万円以内を貸し付け、据置期間を延長するとともに、保証人がなくても無利子とする。あわせて、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする。

○ 放課後児童クラブ等の体制強化等

子どもの居場所の確保について、保護者の経済的負担を十分に軽減しつつ、子どもたちの安全が確保されるよう、必要な支援を行う。

放課後児童クラブ等については、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位（クラス）の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については、国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、教室等を利用し、小学校の教職員にも協力を得る。放課後等デイサービスについても同様に支援する。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料の減免分についても国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、事業主拠出金による企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、本年3月は割引券の使用枚数の上限を引き上げる（月24枚→月120枚）。

あわせて、家庭での学習を行う児童生徒の学びの支援や心のケア等のため、公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラー等の活用を支援する。

○ 学校給食休止への対応

学校給食の休止に関しては、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及び上記

要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行う（補助率：公立3／4等）。

また、学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための支援をきめ細かく行うこととする。

具体的には、

- ・ 給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担））
- ・ 食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原料乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担））

を行う。

○ テレワーク等の推進

今回の学校の休業要請に伴い、保護者が家にとどまりつつ仕事を行う場合が増えることも想定される。感染拡大防止の観点も含め、今回の感染症対応の機会を捉え、そうした場合でも勤務が可能となるよう、テレワークを強力に推進し、新たな働き方のモデルを定着させる。

このため、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」について、新型コロナウイルス感染症対策のための今年度からの申請を可能とする特例的なコースを新設し、新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対し、その経費を補助する（支給上限額：1企業あたり100万円）。また、中小企業生産性革命推進事業において、事業継続力強化の観点から、出社が困難な場合でも自宅等で業務が可能となるテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援するほか、テレワークの導入を図る企業に対するICT専門家の無料相談対応を推進する

など、企業のテレワーク環境整備を支援する。

また、中央官庁においても、全省庁的に、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施するとともに、地方公共団体におけるテレワークの推進等についても要請する。

あわせて、時差出勤についても強力に推進するとともに、労働者が利用できる特別休暇制度を整備した中小企業等に対し、その経費を補助する。

働き方改革に関する中小企業等への監督指導に当たっては、閣議決定にある「労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮」に、新型コロナウイルスの発生や感染拡大が中小企業等に与える影響が入ることを明確にし、周知徹底する。

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

○ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じている。その場合でも雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大する。

具体的には、

- ・ 支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
- ・ 他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
- ・ 支援については本年1月に遡って実施する

等の措置を講ずる。

また、窓口の体制の充実等を図る観点から、全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、年度末の状況等を踏まえつつ、事業主等からの休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付ける。

なお、前出の個人向け緊急小口資金等の特例により、フリーランス、

個人事業主の方等も含め、資金貸付の据置期間や償還期限の延長、償還免除の措置を設けることとし、雇用調整助成金とともに、セーフティネットを強化する。

○ 強力な資金繰り対策

各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、既に確保した緊急貸付・保証枠の拡充（5,000億円規模→6,000億円規模）に加え、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに5,000億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長5年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第1弾で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遡って適用する。

同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠を措置し、金利を0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

あわせて、セーフティネット保証4号及び5号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の100%（地域を指定する4号）又は80%（業種を指定する5号）を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の100%を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置する。

農林漁業者の資金繰りについても、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、実質無利子化、実質無担保での貸付けを行うなど、万全の対応を行う。医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りについても、福祉医療機構による融資について、無利子、無担保等の優遇を行うなど、万全の対応を行う。

さらに、影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務等を実施し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。

これにより、中堅・大企業については、資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援するため、2,040億円の金融措置を講ずる。

あわせて、財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応や、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

民間金融機関に対しては、令和2年3月6日に新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更迅速かつ柔軟に対応すること等を要請した。金融庁においては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項とし、特別ヒアリングを実施する。また、条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表する。

○ サプライチェーン毀損への対応

中小企業生産性革命推進事業によるサプライチェーン毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者の優先支援について、中小・小規模事業者の負担に配慮し、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予するなど申請要件の緩和を行うとともに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象とすることで早急な支援を可能とする。

あわせて、下請取引について、仕入れの遅れや従業員の休業による納期の延期等に柔軟に対応するなどの一層の配慮を産業界へ要請する。

さらに、下請Gメン等を通じて取引実態等をきめ細やかに把握するとともに、発注企業が業績悪化のしわ寄せとして、下請企業への買い叩き等の違反行為を行った場合は、下請法に基づき厳正に対処する。加えて、事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。

また、国際協力銀行（JBIC）を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日本企業の海外事業の資金繰りやサプライチェーンの確保を支援する。このため、JBICにおいて相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大5,000億円規模の資金ニーズに対応する（JBICによる金融措置2,500億円）。

日中間でのハイレベルでの意思疎通を活用しつつ、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）等が中心となって省庁横断的に取り組むことにより、中国国内等における日系企業の活動を支援する。

○ 観光業への対応

観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えする。

同時に、こうした感染防止に取り組む期間を、積極的な「助走期間」と位置づけ、将来の反転攻勢のための基盤を整備する。

具体的には、JNTOを通じ訪日誘客の重点市場において我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努めるとともに、中小企業生産性革命推進事業も活用し販路拡大・施設リノベーション等への対応を行うほか、

- ・ 観光地域づくり法人（DMO）等による、地域ごとの観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成（DMO・事業者に対する補助率：定額、1/2）
- ・ キャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化といった、地域における訪日外国人旅行者受入環境の整備（事業者に対する補助率：定額、1/2、1/3）

を支援することで、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押しする。

その上で、事態の終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施し、内外にメッセージを発信する。このため、国としては、人の流れの回復に向けて、観光需要の喚起や、地域の農産品・特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーンを検討する。

○ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等が、家計や仕事、住まい等についての幅広い課題に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援を受けられるよう、全国の地方公共団体に対して、関係機関等とも連携し、本人に寄り添った包括的な支援を提供するよう促す。

あわせて、生きることの包括的支援の観点から、民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援を拡充する。

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

○ 新たな法整備

国民の命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小なもの

となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加えることとし、関係法案を国会に提出したところである。(令和2年3月10日閣議決定)。

○ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

水際対策については、国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限や渡航禁止勧告などを引き続き実施する。

これまでに、本邦への上陸の申請日前14日以内に中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域等における滞在歴がある外国人等については、特段の事情がない限り上陸を拒否する方針を決めた。他方、一部地域の上陸拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入が続いたことから、感染拡大を防止し、国民の不安感を解消するため、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で2週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとした。あわせて、水際対策としての検疫強化に資するよう、中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定し、船舶での旅客運送を停止するよう要請することとした。さらに、中国又は韓国で発行済みの一次及び数次査証の効力を停止することとしたほか、香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止した。引き続き、海外における感染拡大の状況を踏まえ、機動的に対応していく。

また、感染症危険情報をはじめとする感染症関連情報を機動的に発出することで、海外在留邦人及び海外渡航者に対して、適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

全国の検疫所におけるPCR検査機器を増設し、検査体制を充実させる。

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

感染拡大防止の観点も踏まえて、行政手続や公共調達の期限等については、以下をはじめとして、柔軟に対応していくこととし、年度末の状況等を踏まえつつ、窓口の体制の充実等を図るとともに、現場に対応を徹底する。

申告所得税等の申告・納付等期限について令和2年4月16日まで延長するとともに、税務代理についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の期限での対応が困難な場合には柔軟に対応する。また、国税・社会保険料の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に

納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。運転免許については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続が困難な方は、更新期限までに申し出があれば免許証が引き続き有効なものとなるよう措置する。ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。本年3月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける。金融商品取引法に基づく開示書類の提出期限の延長や株主総会の開催時期の変更について、必要な手続きを周知する。

また、国直轄の公共工事等については、受注者の申し出がある場合に、令和2年3月15日まで一時中止や工期の延長の措置等を行う。さらに、中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行うとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請する。あわせて、納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越に当たっては、弾力的な対応を行う。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

○ 国際連携の強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた途上国に対し、世界保健機関（WHO）等の国際機関を通じ、医療・保健従事者、難民等への技術協力・物資供与による緊急支援を行うなど、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。

○ 地方公共団体における取組への財政支援

既に、緊急対応策第1弾の実施に際し、地方負担が生じる場合に特別交付税を措置することとしている。さらに、本対応策の実行に際して必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対応する。

(参考) 緊急対応策第2弾の規模

緊急対応策第1弾(153億円)に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。

あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置(4,308億円)

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備:486億円

- ・ 保育所や介護施設等における感染拡大防止策:107億円
- ・ 需給両面からの総合的なマスク対策:186億円
- ・ PCR検査体制の強化:10億円
- ・ 医療提供体制の整備:133億円
- ・ 治療薬等の開発加速:28億円

等

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応:2,463億円

- ・ 保護者の休暇取得支援等
(新たな助成金:1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例:207億円)
- ・ 放課後児童クラブ等の体制強化等:470億円
- ・ 学校給食休止への対応:212億円
- ・ テレワーク等の推進:12億円

等

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応:1,192億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大:374億円
- ・ 強力な資金繰り対策:782億円
- ・ 観光業への対応:36億円

等

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等:168億円

- ・ WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出:155億円

等

2. 金融措置(1.6兆円規模)

- ・ セーフティネット貸付・保証(6,060億円)
- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付(5,430億円)
- ・ 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援(2,040億円)
- ・ 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援(2,500億円)等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円(うち一般会計346億円)、

(2) 1,409億円(同989億円)、(3) 797億円(同797億円)、(4) 163億円(同163億円)。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う体制の確立
～新型インフルエンザ等特別措置法に基づく検討資料～

1 改正法施行

令和2年3月13日成立 同14日施行（予定）

2 政府対策本部の設置（法第15条第1項）

「…インフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、…閣議にかけて臨時の内閣に新型インフルエンザ等対策本部を設置する。」

3 県対策本部の設置、条例への委任

「第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、県知事は、県行動計画で定めるところにより、直ちに、県対策本部を設置しなければならない。」（第22条第1項）

「この法に規定するもののほか、県対策本部に関し必要な事項は県の条例で定める。」（第26条）

4 県対策本部の体制（県行動計画）

「長野県新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「長野県新型インフルエンザ等対策本部規定」により、別添1のとおり、県対策本部及び地方部が構成され、各部局等の事務分掌が規定されている。

5 当面の実施事項

- ① 行動計画、体制の整備
- ② 政府対策本部の立ち上げに伴う県対策本部を立ち上げ
各部局における分掌事務の早期着手（行動計画第3「各発生段階における対策」参照）
- ③ 本部会議は本部長が招集し、その際、職員以外の者を本部会議に出席させることができる。（第23条4項）

6 緊急事態宣言等（法第32条第1項）

政府対策本部長が、期間、区域、概要とともに緊急事態の発生を公示



「緊急事態対象区域の知事＝特定県知事」の措置の抜粋

- 感染防止の協力要請（第 45 条）
 - ・ 外出しないこと、その他必要な協力（第 1 項）
 - ・ 多数の者が利用する施設管理者等に対する使用制限、開催停止要請等
 - ・ 要請に応じない場合の指示
- 住民に対する予防接種（第 46 条）
- 医療等の確保（第 47 条）

病院その他の医療機関、医療品等製造販売業者等は、医療又は医療品、医療機器等の製造若しくは販売を確保するために必要な措置を講じる。
- 臨時の医療施設等（第 48 条）

特定県知事は、病院その他の医療機関が不足し支障が生じる場合、臨時の医療施設において医療を提供しなければならない。
- 土地の使用（第 49 条）

特定県知事は、医療施設を開設するため、土地、家屋等を同意を得て使用することができる。特に必要がある場合の不同意使用。
- 物資及び資材供給の要請（第 51 条）

特定県知事は、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請できる。
- 電気及びガス並びに水の安定供給（第 52 条）

電気、ガス、水の安定供給のために必要な措置を講じる
- 運送、通信及び郵便等の確保（第 53 条）
- 物資の売渡し要請等（第 55 条）

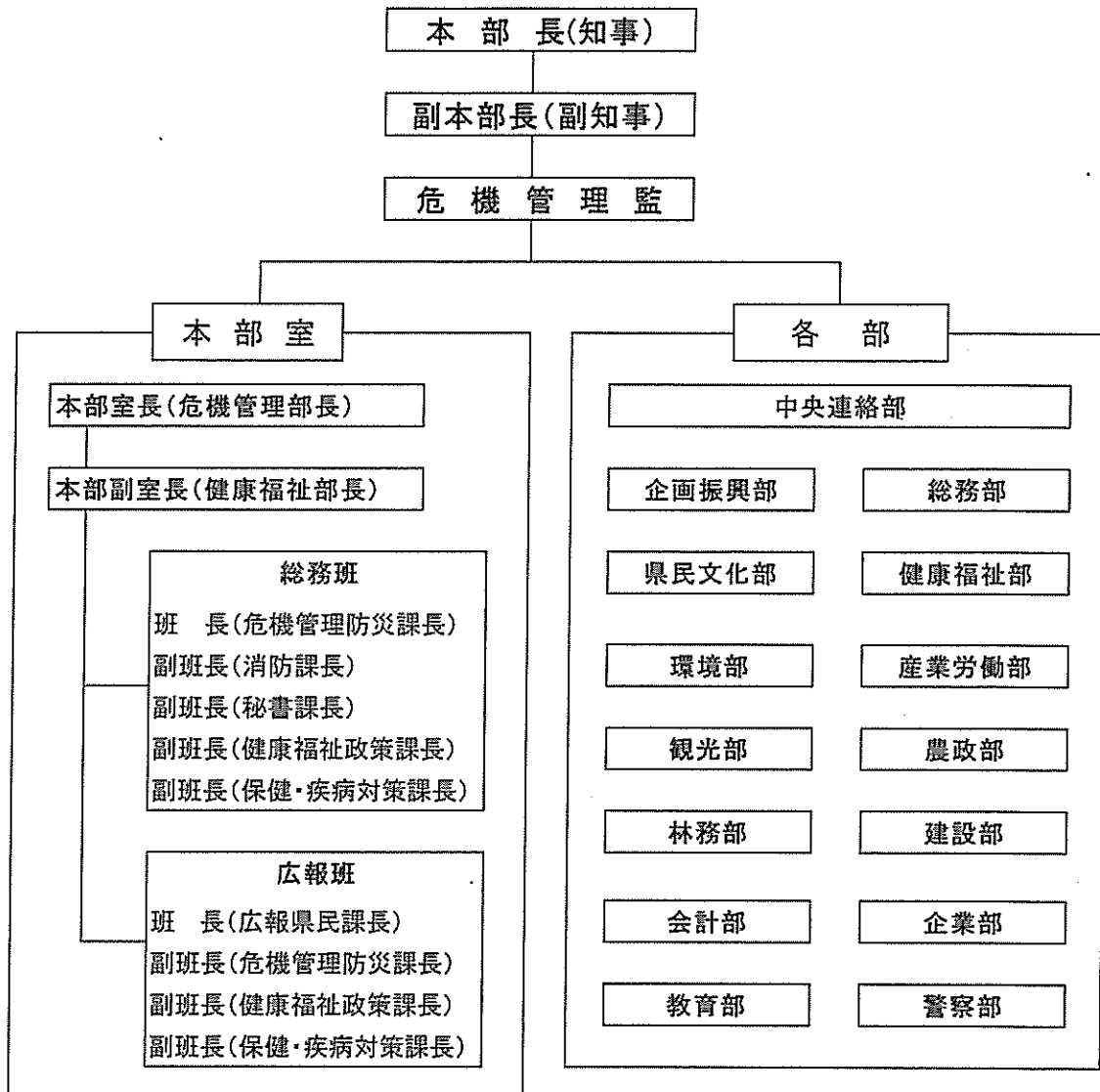
特定県知事は、医薬品、食料等緊急事態措置の実施に必要な物資（特定物資）の所有者に対し、売渡しを要請することができる。特に必要があるときは収用することができる。特定物資の保管を命ずることができる。
- 金銭債務の支払い猶予等（第 58 条）

必要な措置の政令の制定、災対法の準用
- 生活関連物資等の価格の安定等（第 59 条）

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令等の規定に基づく措置を講じる。
- 緊急事態等に関する融資（第 60 条）
- 損失補償等（第 62 条、第 63 条）
- 立入検査等（第 72 条）

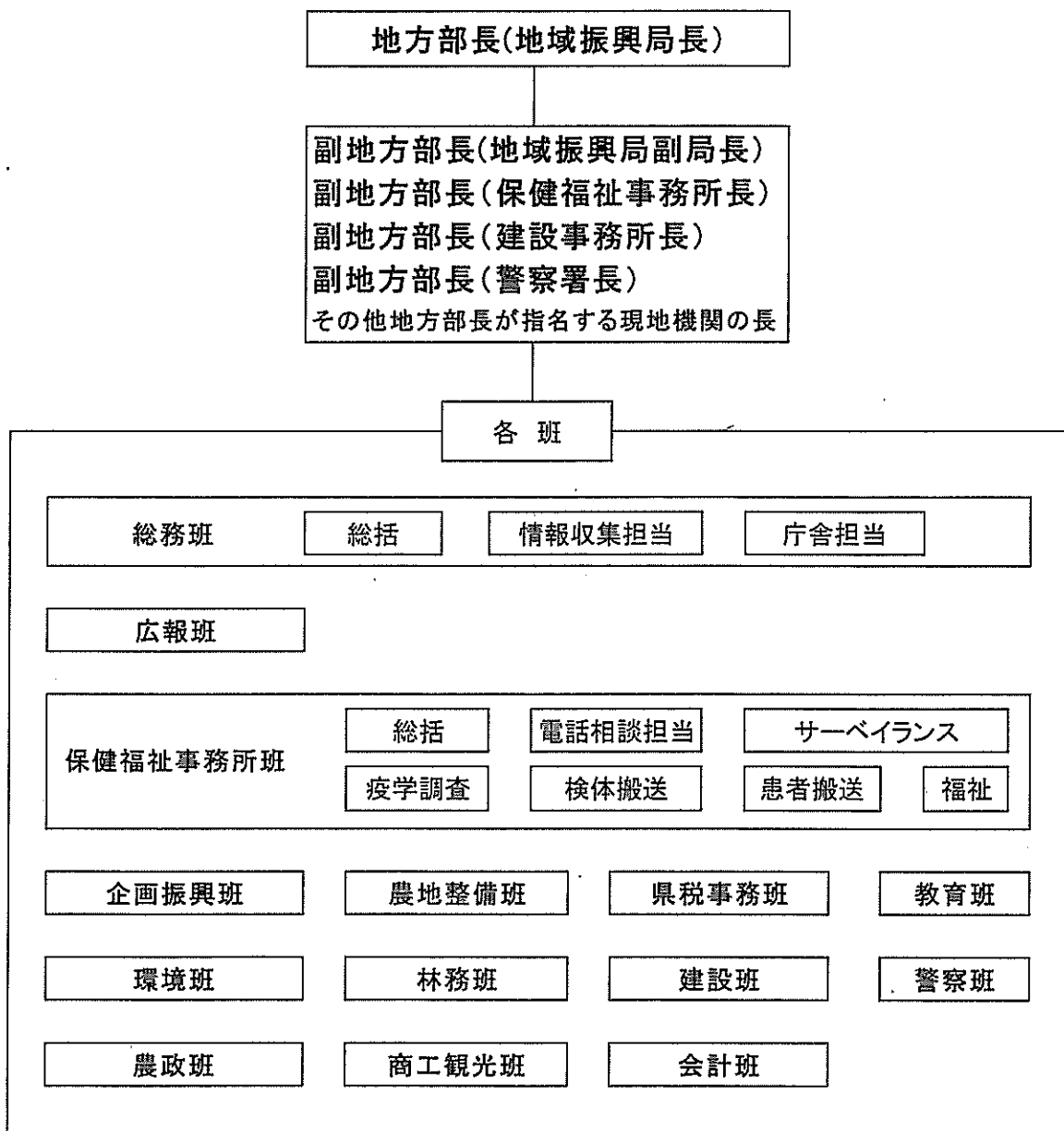
検査のための立入
- 罰則（第 76 条～第 78 条）

《県対策本部の構成》



- 1 本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項を協議するため、副本部長、危機管理監、室長及び部長を招集し、本部員会議を開催する。
- 2 本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体等の出席を求めることができる。

《地方部の標準的な構成》



- 1 地方部長は、新型インフルエンザ等対策に関する重要事項を協議するため、副地方部長、班長を招集し、地方部会議を開催する。
- 2 地方部会議には、市町村、医療及び消防等の関係機関の出席を求めることができる。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

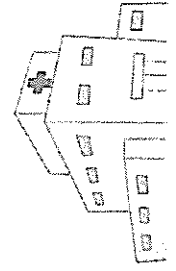
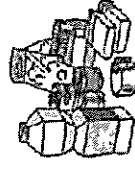
(5) 海外発生時の水際対策の確実な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の確実な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資等



【新型コロナウイルス感染症対策】

マスクの適正使用についてのお願い（案）

令和2年3月12日

長野県

感染を予防するためには、石鹸による十分な手洗いを行っていただくことが大切です。

発熱等の風邪症状がある方は外出を控えてください。やむを得ず外出する必要がある場合は、他の人にうつさないように必ずマスクを着用してください。

マスクが不足している現状では、健康な方は混み合っている場所や換気の悪い密閉空間など以外ではマスクの使用をできるだけ控えていただくようお願いします。（屋外では、他の人からの感染を予防する効果は認められていません。）

県民の皆様におかれましては、風邪症状のある方や医療関係者などマスクを必要とする方が確保できるよう、引き続き、必要最小限の購入に留めるなど冷静な対応をお願いします。

医療機関等におけるマスク不足への緊急対応について（案）

令和2年3月12日
危機管理部・健康福祉部

マスクの供給が停滞している状況を鑑み、院内感染防止のためにマスクの着用が必須である医療関係者に対して、県備蓄マスクの提供等を行う。

- 1 感染症指定医療機関又は帰国者・接触者外来医療機関
県が責任を持って県の備蓄から供給（当初4万枚）
必要に応じて国から補填

【具体的提供方法】

- ・県による定期的な調査や医療機関からの要請に基づき、県の備蓄を提供
- ・県の備蓄を提供しても需要を賄うことができない場合は、国が定めたスキームに基づき国に供給要請（サージカルマスク4万枚、N95マスク5千枚を下回った場合）

- 2 病院・有床診療所

当面、県が確保した22万枚を活用し、できる限り支援

【具体的提供方法】

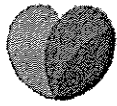
- ・22万枚を各保健所に配分
- ・保健所による定期的な調査や医療機関からの要請に基づき提供

二次医療圏	配分数（枚）
佐久	23,400
上小	14,200
諏訪	21,400
上伊那	12,800
飯伊	14,400
木曾	1,700
松本	72,100
大北	5,900
長野	51,800
北信	6,600
（長野県）	（224,300）

※医療施設従事医師数に基づき按分

- 3 一般診療所、高齢者施設等

- ・市町村において対応いただくよう依頼
- ・各市町村の過不足調整については、地域振興局・保健所が協力



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業への支援について

1 経営・雇用に関する相談窓口

- 1月30日に県庁及び地域振興局（11か所）に「中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談窓口」を開設、資金繰りなどの経営不安等に関する相談に対応
- 国がよろず支援拠点、商工会議所等に設置した相談窓口（29か所）と連携

2 経営安定化に向けた融資制度

- 長野県中小企業融資制度等により、低利・長期・固定の融資をあっせん

(1) 経営健全化支援資金（経営安定対策）のあっせん ※ セーフティネット保証5号に該当する方など

貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年1.9%
貸付期間 〈据置期間1年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】7年以内〔借換10年以内〕
信用保証料	セーフティネット保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

(2) 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）のあっせん ※ セーフティネット保証4号に該当する方など

貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年1.6%
貸付期間 〈据置期間1年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】7年以内〔借換10年以内〕
信用保証料	セーフティネット保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

※ 貸付限度額は、経営安定対策と特別経営安定対策との合算額

(3) 信用保証協会の「災害緊急特別保証」に要件追加（2/26）

要件追加により通常より低い保証料率が適用

3 サプライチェーン対策

(1) 県内地域における受発注取引推進

受発注取引推進員（長野・上田・諏訪・上伊那・松本）5名が企業を訪問

(2) 県外地域における発注開拓

発注開拓推進員（東京・名古屋・大阪）3名が生産財を加工・製造する企業とマッチング

(3) (公財)長野県中小企業振興センターによる下請け事業者への取引あっせんと適正取引

- 「下請企業振興協会」としての取引あっせん、相談、指導、助言等の実施
- 中小企業の取引上の相談窓口「下請かけこみ寺」による相談受付

4 県税の徴収猶予

- 「事業について著しい損失を受けた」等の事業者に対して県税の納付を一時猶予



相談窓口一覧

長野県産業労働部
令和2年3月6日現在

長野県

窓口	住所	電話
産業立地・経営支援課 中小企業支援係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7195
産業立地・経営支援課 金融支援係		026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201
佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県道686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字鷺田955	0269-23-0219

公益財団法人長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点 (マーケティング支援センター) (下請かけこみ寺)	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875 026-227-5013 0120-418-618
--	---	--

日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県道596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会議所

上田商工会議所	〒386-0024 上田市大手一丁目10番22号	0268-22-4500
長野商工会議所	〒380-0904 長野市大字鶴賀七瀬中町276	026-227-2428
松本商工会議所	〒390-0811 松本市中央一丁目23番1号	0263-32-5355
飯田商工会議所	〒395-0044 飯田市 常盤町41番	0265-24-1234
岡谷商工会議所	〒394-0021 岡谷市郷田一丁目4番11号 岡谷商工会館 1F	0266-23-2345
諏訪商工会議所	〒392-0023 諏訪市小和田南14番7 諏訪商工会館 2F	0266-52-2155
下諏訪商工会議所	〒393-0087 諏訪郡諏訪郡下諏訪町西鷹野町4611	0266-27-8533
須坂商工会議所	〒382-0087 須坂市立町1278番1	026-245-0031
伊那商工会議所	〒396-8588 伊那市中央4605番8	0265-72-7000
塩尻商工会議所	〒399-0736 塩尻市大門一番町12番2	0263-52-0258
小諸商工会議所	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号	0267-22-3355
信州中野商工会議所	〒383-0022 中野市中央一丁目7番2号	0269-22-2191
駒ヶ根商工会議所	〒399-4115 駒ヶ根市上穂栄町3番1号	0265-82-4168
大町商工会議所	〒398-0002 大町市大町2511番3	0261-22-1890
茅野商工会議所	〒391-0002 茅野市塚原一丁目3番20号	0266-72-2800
佐久商工会議所	〒385-0051 佐久市中込2976番4	0267-62-2520
飯山商工会議所	〒389-2253 飯山市大字飯山福寿町2239番1	0269-62-2162
千曲商工会議所	〒387-0011 千曲市杭瀬下三丁目9番	026-272-3223

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

国

経済産業省 関東経済産業局 産業部 中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F	048-600-0321
長野労働局 職業安定部 職業対策課	〒380-8572 長野市中御所一丁目22番1号	026-226-0866

(独) 中小企業基盤整備機構

関東本部 企業支援部 企業支援課	〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル 3階	03-5470-1620
------------------	---------------------------------------	--------------

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

総額1.6兆円規模で徹底的に支援



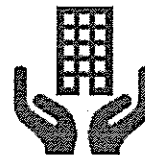
設備投資・販路開拓

サプライチェーンの毀損等にも対応




経営環境の整備

相談窓口の設置等で経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。


 [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録




 [e-中小企業ネットマガジン](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



 [@meti_chusho](#) で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



目次

◆ 新着情報 …… 2

◆ 経営相談窓口の開設 …… 3

第1章 資金繰り支援

◆ 資金繰り 支援内容一覧 …… 4

【信用保証】

◆ SN保証4号・5号 …… 5

【融資】

◆ SN貸付の要件緩和 …… 6

◆ 無利子・無担保融資 …… 7、8

◆ マル経融資の金利引下げ …… 9

◆ 衛生環境激変対策特別貸付 …… 10

【その他】

◆ 更なる支援 …… 11
(危機対応業務/危機関連保証)

◆ 金融機関等への配慮要請 …… 12

第2章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】 …… 13

◆ ものづくり・商業・サービス補助 …… 14

◆ 持続化補助 …… 15

◆ IT導入補助 …… 16

第3章 経営環境の整備

【下請取引】

◆ 下請取引配慮要請 …… 17

◆ 個人事業主・フリーランスとの
取引に関する配慮要請 …… 18

◆ 官公需における配慮要請 …… 19

◆ 下請Gメンによる実態把握 …… 20

【雇用関連】

◆ 雇用調整助成金の特例措置 …… 21、22

◆ 小学校の臨時休業に伴う
保護者の休暇取得支援 …… 23

【テレワーク】

◆ テレワークに関する情報提供 …… 24

◆ テレワーク導入にご活用
いただける支援策 …… 25

【海外関連】

◆ 現地進出企業・現地情報 …… 26
及びジェトロ相談窓口

◆ 輸出入手続きの緩和等について …… 27

新着情報

3月10日に緊急対応策（第2弾）が公表され、資金繰り支援を中心に支援策が拡充されました。新規で追加された内容は以下に掲載しておりますのでご確認ください。

第1章 資金繰り支援

【支援内容一覧】

- ◆ 資金繰り支援全般に関する相談窓口を設置（4ページ）

【融資】

- ◆ 実質的な無利子・無担保融資（7～8ページ）
- ◆ マル経融資の金利引下げ（9ページ）

【その他】

- ◆ 危機対応業務/危機関連保証を措置（11ページ）
- ◆ 政府系・民間金融機関等へ再度、配慮要請を実施（12ページ）

第2章 設備投資・販路開拓支援

【生産性革命推進事業】（13～16ページ）

- ◆ 公募開始時期が決定

第3章 経営環境の整備

【下請取引】

- ◆ 下請取引における納期等に関して、配慮を要請（17ページ）
- ◆ 個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮を要請（18ページ）
- ◆ 下請Gメンによる実態把握（20ページ）

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。新型コロナウイルス感染症の影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。
 [NEW] と記載のあるものは、3月10日公表の緊急対応策第2弾で追加された事業で

信用保証

SN保証4号・5号

一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。

[NEW] 危機関連保証

セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種*を対象に100%保証。
 *保証対象業種に限る。

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証 (全都道府県)
 5号：80%保証 (指定業種)
 別枠 (2.8億円) は共有

危機関連保証：100%保証 (全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

融資

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

実質無利子融資

金利▲0.9引下げ

金利引下げなし

[NEW] 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主 (フリーランスを含み、小規模に限る) については、柔軟に対応



[NEW] 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主 (小規模)：要件なし
 小規模 (法人)：売上高▲15%減
 中小企業：売上高▲20%減

(再) 特別貸付

金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

※個人事業主 (フリーランスを含み、小規模に限る) については、柔軟に対応

また、小規模事業者*であれば、

[NEW] マル経融資

を活用し、別枠で最大1000万円まで、金利を▲0.9%引き下げることが可能。

※商工会・商工会議所の経営指導を受けることが条件

SN貸付

基準金利

【対象要件】

売上高等の要件はなし

※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

➤ **中小企業金融相談窓口** [03-3501-1544](tel:03-3501-1544)

※平日・休日9時00分～17時00分

➤ **金融庁相談ダイヤル** [0120-156811](tel:0120-156811) (フリーダイヤル)

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

➤ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定しました。
- ◆ SN5号：3月6日に宿泊業、飲食業など40業種を対象業種に追加指定し、現在192業種が対象となっています。指定業種は経済産業省・中企庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ① 対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ② 希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」
または右のQRコードよりご確認ください。



セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】

設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】

3年以内

【金利】

基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

無利子・無担保融資

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（フリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

（利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円）

※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

➡ 特別利子補給制度については、次のページをご確認下さい。

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 [03-3501-1544](tel:03-3501-1544)

※平日・休日9時00分～17時00分

マル経融資の金利引き下げ (新型コロナウイルス対策マル経)

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

別枠1,000万円

【金利】

経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



衛生環境激変対策特別貸付

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】

運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】

基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年3月2日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄で事業を行っている方）

融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

更なる金融支援

(危機対応業務/危機関連保証)

危機対応業務

商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、大企業・中堅企業・中小企業への資金繰り支援を実施。

【制度概要】※商工中金による危機対応業務の内容は、詳細が固まり次第公表予定。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 [03-3501-1544](tel:03-3501-1544)

※平日・休日9時00分～17時00分

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(100%保証)として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠(2.8億円)を措置。

※保証対象業種に限る。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、SN保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠 (2.8億円)



SN保証枠 (2.8億円)



危機関連保証枠 (2.8億円)

4号：100%保証(全都道府県)

5号：80%保証(指定業種)

別枠(2.8億円)は共有

危機関連保証：

100%保証(全国・全業種)

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」

または右のQRコードよりご確認ください。



金融機関等への配慮要請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して計3回要請を行いました。

3月6日の要請では、大臣名で事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うことなど、年度末の資金繰りに万全を期すよう、改めて配慮を要請しております。

どんな配慮を要請しているの？

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

※繰り返し要請している内容は省略

【当面の貸付業務について（2月7日）】

- ① 適時適切な貸出
- ② 返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③ 企業の実績に応じた十分な対応
- ④ セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対して）

【年度末の繁忙期を控えて（2月28日）】

- ① 迅速かつ積極的に対応
- ② 個々の実情に応じた柔軟かつ積極的な対応
- ③ 顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明

【影響拡大を踏まえた資金繰り支援について（3月6日）】

- ① 全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと
- ② 赤字、債務超過等の形式でなく実情に最大限配慮すること

なお、民間金融機関に対しても、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう、計3回要請を行っております。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口：03-3501-1544

金融庁相談ダイヤル 0120-156811（フリーダイヤル）

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援します。

具体的には、

① ものづくり・商業・サービス補助

② 持続化補助

③ IT導入補助

の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます。さらに、①については、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予するなど申請要件の緩和を行うとともに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象とします。

詳細は、下記ポータルサイトからご確認ください。
(中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト)
<https://seisansei.smrj.go.jp>



なお、ポータルサイトでは、補助金に関する情報に加え、

① 専門家による相談対応の案内

② 支援ツール・サービス先進事例の紹介

③ 中小企業に関係する国の制度変更に関する周知

など、中小企業・小規模事業者の皆様に役立つ情報を発信中です。生産性向上に取り組まれる事業者の皆様は、ぜひご確認ください。

【生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先】

中小企業基盤整備機構 企画部

生産性革命推進事業室：03-6459-0866

① ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。3月10日より公募開始。

基本情報

対象 : 中小企業・小規模事業者 等

補助上限 : 原則1,000万円

補助率 : 中小1/2 小規模2/3

想定される活用例

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

公募開始 : 令和2年3月10日 (火) 17時～

電子申請受付 : 令和2年3月26日 (木) 17時～

応募締切 : 令和2年3月31日 (火) 17時 (1次締切)

※ 1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年5月 (2次)、8月 (3次)、11月 (4次)、令和3年2月 (5次) に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。(予定は変更する場合がございます。)

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html>

または、右のQRコードよりご確認ください。

電話番号 : 050-8880-4053

受付時間 : 10:00～12:00 / 13:00～17:00 (土日祝日除く)



② 持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。3月10日より公募開始。

基本情報

対象：小規模事業者 等

補助額：～50万円

補助率：2/3

想定される活用例

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべく、インターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月10日（火）18時～

電子申請：準備中

応募締切：令和2年3月31日（火）当日消印有効（1次締切）

※1次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には令和2年6月（2次）、10月（3次）、2月（4次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（予定は変更する場合がございます。）

持続化補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

※なお、お問合せは3月13日（金）10:00～より受付を開始します。

問合せ先決定後、速やかに下記サイトでご案内させていただきます。

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト（再掲）

<https://seisansei.smrj.go.jp> または右のQRコード



③ IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。3月13日より公募開始。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者 等

補助額：30～450万円

補助率：1/2

想定される活用例

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、在宅勤務制度（テレワークツール）の導入に取り組むことが必要

今後のスケジュール

公募開始：令和2年3月13日（金）15時～

電子申請受付：令和2年3月13日（金）15時～

公募締切：令和2年3月31日（火）17時（臨時分：1次締切）

※令和2年度内に、令和2年6月、9月、12月に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

IT導入補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【IT導入補助についてのお問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

または右のQRコードよりご確認ください。



※なお、お問合せの受付および上記URLにおける令和元年度補正予算に関するご案内は3月13日（金）15:00を予定しております。

※予告なく、受付時刻を変更する場合がございます。

問合せ先決定後、速やかに下記サイトでご案内させていただきます。

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト（再掲）

<https://seisansei.smrj.go.jp/>または右のQRコード



下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上のしわ寄せ防止（2月14日）】

- ① サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。
- ② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- ③ 下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

【納期や支払い等への一層の配慮（3月10日）】

- ① 納期に遅れる可能性に留意し、納期に関し柔軟な対応を行うこと。
- ② 原材料価格等の高騰及び短納期によるコスト増を踏まえ、適正なコスト負担を行うこと。
- ③ 下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、迅速な支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。
- ④ 発注の取消・変更を行う際には、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、業界団体を通じて要請。

どんな配慮を要請しているの？

【取引上の適切な配慮】

①新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、契約を変更する場合には、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと。

(適正な対応の例)

- 一方的に契約の変更を行うのではなく、変更の内容について、契約の相手方である個人事業主・フリーランスの同意を得た。
- 契約の変更に際し、当該変更によって新たに個人事業主・フリーランスに発生する費用を報酬額に上乗せした。
- 契約の変更（一部解除）に際し、既に個人事業主・フリーランスに発生している費用を負担した。

②個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと。

③個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

官公需における配慮要請

官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日に各府省等へ配慮要請を发出。

どんな配慮を要請しているの？

①柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。

②適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。

③各府省等の官公需相談窓口における相談対応

各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。

【お問合せ先】 各府省等の官公需相談窓口

※問い合わせ先一覧については追って掲載させていただきます。

下請Gメンによる実態把握

全国で120名の下請Gメンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごとについてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。

どのように活用されるの？

例えば、ヒアリングを通じて、以下の様な声をいただいております。こうしたお声を、政府の対策の検討に活用しています。

■ 放送コンテンツ産業

「3月に予定していたイベントが全て中止、売上の目途が立たない。」

■ 産業機械製造業

「中国からの部品供給の停滞により、代替製造の依頼がある。なかには短納期の仕事もある上に、残業代を下請代金に上乗せしても、利益があがらない。」

■ 建設機械製造業

「人手不足の影響から少ない従業員で経営していたところ、今、従業員が新型コロナウイルス感染症に罹患すると、工場の稼働を止めざるを得ず、倒産の危機に直面する可能性がある。」

また、ヒアリングにおいて、親事業者による買ったたきなど不当な行為を把握した場合には、下請法等に基づき、厳正に対処します。

上記はあくまで一例です。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請Gメンヒアリング担当までご連絡ください。

【お問合せ先】各経済産業局 下請Gメンヒアリング担当

北海道 011-700-2251 中部 052-589-0170 四国 087-883-6423
 東北 022-217-0417 近畿 06-6966-6037 九州 092-482-5450
 関東 048-600-0324 中国 082-224-5745 沖縄 098-866-1755

または、中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置①

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

【特例措置の内容】

- ① 休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ② 生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③ 雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④ 事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

詳細は、[厚生労働省 雇用調整助成金](#) で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



雇用調整助成金の特例措置

(自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域)

更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げます。

助成内容

【助成率】大企業2/3、中小企業4/5

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置②

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。


【特例の対象となる事業者】

緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域に所在する事業主

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。
- ②生産指標要件（売上高等10%減）は満たしたものと扱う。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。
- ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に上げ。
- ⑥非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。

※下線部分が緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域のみで拡充される内容。

詳細は、 **厚生労働省 雇用調整助成金** で検索

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給

【お問合せ先】

厚生労働省：03-5253-1111（代表）

詳細は、 **新型コロナ 休暇支援** で検索、

または、右のQRコードよりご確認ください。



テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。
テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

1. テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。
テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

① テレワーク情報サイト（総務省）

🔍 テレワーク情報サイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



② テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

🔍 テレワーク総合ポータルサイト で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



2. テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く）

電話：0120-91-6479

メール：sodan@japan-telework.or.jp

テレワーク導入に ご活用いただける支援策

1. テレワークマネージャー派遣事業

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB及び電話によるコンサルティングを実施します。

【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで

【応募期限】2020年3月24日（火）まで

【支援回数】1団体あたり最大3回（1回あたり最大2時間）

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設けることとしました。

概要は右のQRコードよりご確認ください。申請の受付開始時期等、さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（8ページ参照）

4. 税制面での支援（少額減価償却資産の特例）

中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）※についても、全額損金算入することが可能です。

※取得価額が30万円未満の設備に限ります。取得価額が30万円以上の設備を導入する場合には、「中小企業経営強化税制」がご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

🔍 中小企業税制パンフレット で検索、または右のQRコードよりご確認ください。※税制パンフレット22ページに記載しております。



現地進出企業・現地情報 及びJETRO相談窓口

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

JETRO（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

① 操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。

例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大等を打ち出しています。

② ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認いただけます。

③ 新型コロナウイルス関連相談窓口

JETROでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）
東京03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。

- (1) 新型コロナウイルスの感染流行による契約の不履行で不可抗力条項が適用できるか
- (2) 中国政府による企業支援策と日系企業の利用可能性・手続きについて

詳細は、 で検索、または

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項を以下のとおりまとめました。

1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。【関税暫定措置法等】

2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合

→令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】

本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等

※連絡先は経済産業省HP特設ページ内の「輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口」または右のQRコードよりご確認ください。



新型コロナウイルス感染症による経済への影響対策案

令和2年3月12日 営業局

【対応済み】

○「銀座 NAGANO しあわせお届け便」開始

3/5～3月末 手数料無料 銀座 NAGANO ファン及び在宅者の県産品購入支援

【緊急需要喚起策】

1 フードロス・困窮県産品軽減対策（出口確保）

学校給食休止やキャンセルによる影響を受けた県産品の販売支援
「買って応援！」企業助け合いキャンペーン

第1弾 牛乳を飲んでコロナに負けないカラダづくり！（給食食材支援）

→ 今まで給食に用いられていた県産牛乳を、学校に代わり庁内や賛同企業で日々の社員の健康増進に活用（ex. 今週は社員全員で毎日牛乳を飲もう！）
（ゼロ予算）

第2弾 花を飾って春を迎えよう！（困窮県産品支援）

→ 卒業式、結婚式、各種イベントの縮小・中止・延期などから使用されない県産生花を庁内や賛同企業で販売する（ex. 今日は花を買って帰ろう！）
（ゼロ予算）

2 地域内消費を呼びかけることによる県内企業支援

「信州を“買おう！”“食べよう！”“訪れよう！”キャンペーン」

→ 県内テレビCMによる県民への呼びかけ（既決予算内で対応）

新聞広告（必要経費について県内企業・団体の協賛等を含め検討中）

3 テレビ会議システムを活用した遠隔ミニ商談会

2～4月にかけて首都圏での加工食品関係の大規模商談会が軒並みストップしていることに対応して、県内困難企業（1回/日10～20社）を商談ロスに陥っている県外企業にテレビ会議システムでつなげ、商談支援を行う。（ゼロ予算）
マッチングサイト登録企業（バイヤー）を活用・参加呼びかけ

4 マッチングサイトの活用促進（BtoB）や

銀座 NAGANO による更なる宅配サービス（BtoC）の検討（既決予算内で対応）

5 在宅向け商品づくり・営業力強化オンライン活用緊急勉強会（ゼロ予算）

新型コロナウイルスの影響に伴う農産物の流通状況と対応策

R2.3.12 農政部

品目	流通状況	対応策
米	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設、外食での消費は減少しているが、家庭内消費が増加しており、量販店での販売が増加。 ・貯蔵が可能な品目なので、現状での影響はない。 	(特段なし)
野菜、果物	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産が少ない時期。 ・宿泊施設、外食での消費は減少しているが、家庭内消費が増加しており、量販店での販売が増加。 	(特段なし)
きのこ	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設、外食での消費は減少しているが、家庭内消費が増加しており、量販店での販売が増加。 ・学校給食での活用はほとんどないため、影響なし。 	(特段なし)
牛乳	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳の停止により、一般販売や加工に仕向けられている。 ・一斉休校により家庭での消費が伸びている傾向（3月に入り8日までの間で前年比約1割の増） 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳普及協会と連携し、県庁内等での販売（3月27日） ・酪農家に対して、学校給食向け生乳価格と加工用向けの価格差を補填（国事業） ・学校給食用牛乳をやむをえず廃棄した場合の処分費用の支援（国事業）
肉類	<ul style="list-style-type: none"> ・暖冬やコロナの影響もあり、消費が伸びなく、在庫過剰となっている。 ・信州プレミアム牛肉は、関西等での観光客減少により消費が減少している。 ・ある程度、貯蔵が可能な品目なので、現状での影響はない。 	(今後の動向を注視)
卵	<ul style="list-style-type: none"> ・主に契約取引のため、価格は安定しており大きな影響はない。 	(特段なし)
淡水魚	<ul style="list-style-type: none"> ・信州サーモン等は宿泊施設、外食で消費が大幅に減少している。 ・しばらくの間、出荷を縮小して対応している。 	(特段なし)
花き	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業、結婚式等の延期・中止・縮小等により、業務用需要が大幅に減少（特に、アルストロメリア、ダリア等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・県生花商組合と連携し、県庁、台庁等での販売（3月26日） ・県単独事業として緊急的に消費拡大に取り組む

新型コロナウイルス等対策 政府関係法令の全体像

新型コロナウイルス等対策特別措置法(特措法)

- 国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型コロナウイルス等の発生時の措置及び緊急事態措置等を定めたもの
- 感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型コロナウイルス等対策強化を推進

新型コロナウイルス等対策 政府行動計画

- 対策実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県等が行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたもの
- 「総論」「各論(各発生段階における対策)」の2部構成
- 病原性の高い新型コロナウイルス等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を提示

新型コロナウイルス等対策 ガイドライン

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示したもの
- 国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人等における具体的な取り組みを促進

※ 時間の都合上、本講座では取り扱わない

行動計画と基本的対処方針

行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

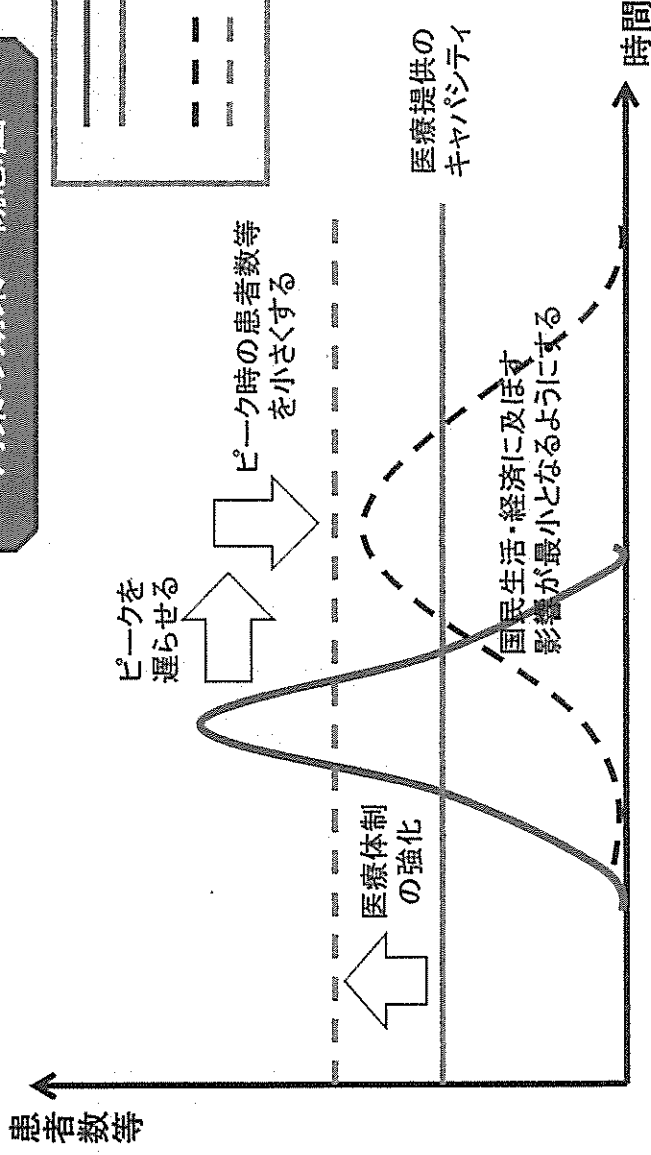
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※ 社会状況に応じて臨機応変に対応する。
※ 医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



—— 対策なし

- - - 対策あり

参考：流行規模・被害想定

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数1,300万人～2,500万人
- 死亡者数17万人～64万人
- 従業員の欠勤最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

発生段階毎の対策の概要

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じとるべき対応が異なる
 ⇒ 発生 の 段階 を 設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を確立

海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
<p>対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の專業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
<p>実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 対策本部の設置(政府・都道府県) ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 基本的対処方針の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生の初期に必要なに応じ政府現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言(市町村対策本部の設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的対処方針の変更 対策の見直し
<p>サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生段階に応じたサーベイランスの実施 国際的な連携による情報収集 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者の全数把握 患者の臨床情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 集団発生の把握(患者の増加に伴い全数把握は中止) 	<ul style="list-style-type: none"> 各国の対応に係る情報収集 引き続き学校等における集団発生状況の把握
<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 海外での発生状況情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 コールセンター等の充実・強化 	<p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

海外発生期

国内発生早期

国内感染期

小康期

<p>対策の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生をできる限り遅らせる ・国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
<p>まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水際対策の開始 ・ワクチンの確保 ・特定接種の準備・開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の準備・開始 ・住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ・住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
<p>医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生に備えた医療体制整備 ・「帰国者接触者外来」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用外来における医療提供の継続 ・必要に応じた一般医療機関における診療の開始 ・診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 ・抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファクシミリによる処方せん送付 ・備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 ・医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
<p>国民生活及び国民経済の安定の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関等の事業継続に向けた準備 ・職場における感染対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者による買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★指定公共機関は業務の実施のため必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者による買占め・売惜しみが生じないよう要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

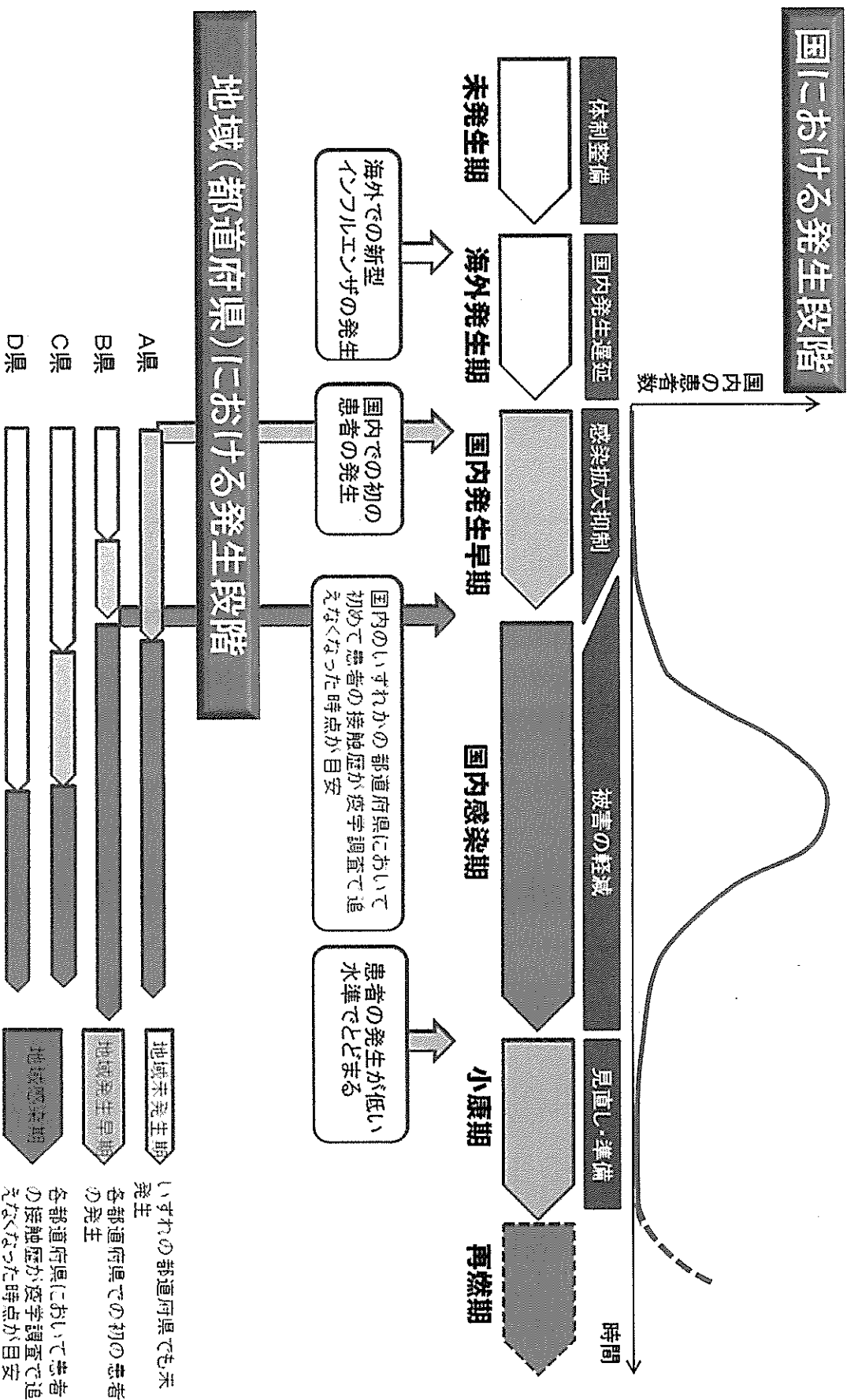
(注)段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期(事前の準備)

- ・行動計画等の作成(国、地方公共団体、指定公共機関等) / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・ワクチンの備蓄 / ・抗インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

国及び地域（都道府県）における発生段階

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ柔軟に対応する必要性有り
 ⇒ 地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで都道府県が判断



平時における都道府県の役割

先に概要を説明した「特措法」「政府対策行動計画」に、平時における都道府県の役割を記載。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(第2章)の内容

- 第7条 都道府県行動計画を作成するものとする
- 第8条 市町村行動計画に対する必要な助言又は勧告が可能
- 第10～11条 物資及び資材の備蓄(医薬品、その他物資及び資材)
 - － 災害対策と同様の準備資材が多いため、災害対策基本法と兼ねることが可能
- 第12条 単独、共同を問わず計画に基づく訓練実施努力を規定
 - － 防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮
- 第13条 国民の理解と関心を深めるため、知識を普及啓発

新インフル政府対策行動計画(未発生期)の内容

- 国、市町村、関係機関との情報交換、連携体制の確認、訓練実施
- 基本的な対策、緊急事態宣言時の外出自粛、施設制限要請等を周知
- 地域医療体制の整備、感染期に備えた医療の確保
- 業務継続計画の準備
- 資材の備蓄・火葬能力等の把握

有事における都道府県の役割

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の確かな実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

- 【任意に対策本部設置可】
- ※法律に基づき対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ クラウンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ クラウンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

新型コロナウイルス等緊急事態宣言の要件

要件①

新型コロナウイルスの患者が国内で発生しており、その症状について、肺炎等の発生頻度が、通常のインフルエンザにかかった場合に比べて相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。（特措法*第32条前段、施行令**第6条第1項）

要件②

以下のいずれかの状況に該当し、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある。（特措法*第32条後段）

新型コロナウイルスの患者や疑似症患者等が、新型コロナウイルスに感染し、又は感染した経路が特定できない（施行令**第6条第2項第1号）

又は

新型コロナウイルスの患者や疑似症患者等が、新型コロナウイルスを公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合等感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある（施行令**第6条第2項第2号）

2つの要件すべてに該当

* 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）
** 新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成25年度政令第122号）

新型コロナウイルス等緊急事態宣言の実施

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や学校等施設の使用制限の要請
②指定公共機関等の業務計画による事業継続 等

※上記①の要請は、各県知事が感染状況等を踏まえて実施を判断

緊急事態宣言の内容

新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- ・新型インフルエンザ等の発生状況(患者が確認された地域、患者数等)、ウイルスの病原性、症状、感染・まん延防止に必要な情報などを公示することを想定。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

- ・2年を超えない期間。ただし、1年延長可能
- ・実際に設定する期間については、発生時に、新型インフルエンザ等の病原性の程度や流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

- ・実際に設定する区域については、発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況や社会的混乱状況の広がり等を総合的に勘案し、専門家の意見を聴いて決定。
- ・区域の最小単位は原則として都道府県の区域を想定。2～3回に分けて日本全国を指定する場合や離島など都道府県内の一部を指定することも考えられる。

- 緊急事態宣言の対象区域にされた都道府県(特定都道府県)や市長村(特定市町村)は、各種措置(「緊急事態措置J)を講ずることが可能になる。
- 法令上、緊急事態措置を実施する主体は都道府県知事や市町村長。
- 緊急事態宣言が出たときは、全ての市町村長は、直ちに市町村対策本部を設置しなければならぬ。(特措法第34条)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）で

あるものに限る。)にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき)とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

理由

新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

二 七 （略）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たつての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の

基準となるべき事項

- 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

- 第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。
- 2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
 - 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
 - 3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。
 - 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 5 第七条第七項の規定は、業務計画の作成について準用する。
- 6 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認められた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

